

監獄協會雜誌

第貳拾八卷
第三號

明治二十一年五月創刊 每月一回（十日發行）
（三月二十日發行）

監獄協會雜誌

監獄協會雜誌第二十八卷第三號目次

○論 說 (二頁)	○寄 書 (六三)
○司法大臣訓示演述要領	○犯罪と迷信	大阪 鈴木 生
○自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず(承第二十八卷第二號)	○監獄衛生雜感(其十三)	金澤 貧 樂 生
附刑餘者に對する刑事政策論(所謂免因保護制度論)	檢 佛國法學博士 原 夫次郎	○保 護 (七〇)
○看守の教習に就て	松 隈 房 吉	○詳馬縣聯合佛教會落成式
○講 演 (二三)	○熊本縣下に於ける郷黨保護の狀況
○保護事業の一般	司法省參事官 山岡萬之助	○三次同仁會事業講演會之支部長會議
○談 叢 (三七)	○南多摩郡佛教會發會式
○化學の知識	尾 原 靜 乘	○宮城縣保護會法人組織成る
○統 計 (四七)	○彙 報 (七七)
○大正四年一月分入出監並月末在監人員表外三表	○叙 任 (八一)
○雜 纂 (五四)	○監獄協會々報 (八一)
○監獄局長の演說を讀む(三)	典 獄 某	○茶話會○典獄會議○第七回監獄官練習所の開始○地方部長の囑託 (二〇〇)
○漫錄他山の石(承前)	濶 處	○輔成會々報 (二〇〇)
○貧民制度並救濟事業を讀む	平 聲	○保護會の移轉

監獄協會雜誌第貳拾八卷第三號

論 說

司法大臣訓示演述要領(典獄會同席上に於て)

本大臣就任後茲に始めて典獄諸君を會同し獄務に關する所懐を開陳するの機會を得たるは本大臣の欣幸とする所なり

我邦維新以來泰西文明の旨義に基き制度文物を改革するや治獄の法亦範を歐米に採り感化改善を以て遇囚の本則と爲し或は法令を制定し或は獄舎を新設し或は官吏を精選し拮据經營怠ることなく爲めに我監獄事業は逐年其面目を改め舊時牢獄の習弊今や全然其跡を絶つに至れり惟ふに此事たるや刑事政策上の一大業績にして本大臣は國家社會の爲め深く其成功を祝すると同時に多年斯業の改良に盡瘁したる司獄官に對し大に其勞を感謝するの念に勝へざるなり然れども

驟て現下の國情を觀れば我社會は尙未だ過渡の時代に在りて世態日に移り人情月に改まり進化變遷暫くも止まず就中政治法律の知識一般に普及し權利自由の觀念大に開發するに従ひ刑政に對する思想著しく進歩し裁判所及監獄の施爲に就き是非を論議し新なる要求を爲す者漸く多きを加ふるに至れるは將に注意すべき現象なりとす現下の情勢此の如くなるが故に司獄官も亦常に世運の推移に留意し審かに時勢の要求を察し斷へず事務の改善に努力するの覺悟なかるべからず若夫漫然舊套を墨守し進歩改良の計を失せんか行刑百般の施設は社會の實情と相背馳し終に其目的を誤るに至らん諸君克く此旨を領し益奮勵して其職責を完ふせられんことを望む

今回諸君を招集したるは主として行政整理の善後策に關し諸君の意見を徴し併せて監獄作業に對する時局の影響に就き諸君と共に講究する所あらんが爲めなり抑大正二年の行政整理は我監獄界に於ける稀有の大改革にして實務に影響する所極めて多く當局者は専ら其善後の方法に苦心せる中央大正三年更に第二の行政整理行はれ監獄の行政は爲めに一層の紛糾を加へ實際の管理上種々の困難を

釀成せり加之客年八月以來時局の變に因り監獄作業は非常の打撃を受け萎靡振はず經營洵に慘澹たるものあるは諸君の熟知せらるゝ所なり上來述ぶる如き障礙を排除して獄務の暢達を圖り作業の振興を期するは正に刻下の急務にして此目的を達する爲め如何なる方法を探るべき乎は當局者の潛心講究すべき緊要の問題なりとす本省に於ては常に此に注意し百方計畫する所あるも如上の問題に對し適切なる解決を與ふるには實務に老練なる典獄諸君の意見を徴し相共に協商參照するの必要を認む是れ今次の會同を催したる所以なり

諸君の議に附すべき指示諮問の事項は複雑多岐に亘るが故に本大臣は之れが説明を避け別に文書を以て之を諸君に配布し尙次官及監獄局長をして其旨趣を演達せしむべし諸君是に據て慎重に審議を遂げ本會同をして有益なる効果を擧げしめんことを望む

自由刑に對する懲治主義の補充制度

を論ず(承第二十八卷第二號)

附 刑餘者に對する刑事政策論(所謂免囚保護制度論)

佛國法學博士 原 夫 次郎

第四 本會總會々況

西曆一千九百十年(明治三十四年)十二月七日巴里に於て開催せられたる本會總會は恰も予が巴里大學在學中(ルポアトヴァン)教授(M. Le Poitevin)の紹介に依り傍聴員として特に優遇を受け親しく其席に列し且つ會長より同議事に關する参考書類をも寄與せられしものあるを以て予は今茲に本會總會の會況を報ずるに當り繁累と誤傳を避けんが爲め専ら予が知悉したる當日の議事を叙録するに止めんとす若し夫れ其他の定期總會々況の如きは略ぼ之に依りて類推するを得可ければなり

西曆一千九百十年十二月七日巴里に於て開催せられたる本會總會は同日午後四

時同會副會長アルベル、サラザン氏(M. Albert Sarrazin) (前ルリアン控訴院所屬辯護士會長、不長少年保護會會長)
同會主事ルイシム、デフォンターヌ氏(M. Louiche Desfontaines) 及び同會々計設エドゥアル、ルーセル氏(M. Edouard Rousselle) (を從ひ議長席に着き開會を宜し次で特に本日茲に監獄局長の來臨を得たるは本會の幸榮とする所にして深く同局長に感謝する旨を述べ且つ本會は後刻同局長に些少の建白書を呈す可ければ予は諸君と俱に同局長の該建白に對する御同情を豫め保證し若くは豫め割引し得可きを確信して疑はざる旨を附言せり) (拍手喝采)

於此乎監獄局長スクラメック氏(M. Schrammck)は左の答辭を述べ

『予は唯今議長が予に宛てたる深厚なる謝辭を感謝す先刻來予が此所に參列する時間は全く予の義務時間にして予は實に本日此會の各分子たる各保護團體が斯業の爲め平素能く堅忍不拔の精神を抱持して努力を吝まれざるを衷心賛同好愛して已まざるより此機會を利用して諸君に之を證示せんが爲め特に茲に參列したるなり蓋し諸君の努力は唯單に慈惠恩愛の觀念にのみ依據せずして或は單純なる正義觀念に依り或は保護事業斡旋に對する報恩觀念に依り免

囚若くは不良少年の各自を個別的に鑑識して以て能く此等の觀念を採擇取締し宜しきに馴致するを得ば爲めに獄政の重荷を補助し分擔すると同時に法律の適用をも宜しきに誘導するの功あるを疑はず』拍手喝采

次で愈開議に移り同會主事ルイーイシユテフオンテース氏 M. Louche Desfontaines)は欠席通告者の氏名を朗讀したる後前總會議事録の承認を求めんが爲め發議して曰く『前總會の議事録は本年の本會録事第一號に掲載して之を公にしたり諸君は定めし既に閱了せられしこと、思ふ故に予は今茲に之を朗讀するの煩を避く可しと雖も若し此際之に異議の申出なければ本會は同議事録を承認したるものと看做す可し衆議果して如何』と——何等異議の申出なかりしを以て同議事録を承認することゝ爲したり

次で議長の許容に依り發言權を得たる會計役エドゥアル、ルーツセル氏 (M. Eduard Roussel) は前年度の會計を報告し及び當該年度の豫算案を附議して曰く

『諸君 予は本會々則第十六條に従ひ茲に本會第十六回目の會計たる前年度の會計を報告するの光榮を有す即ち

歳入ノ部 (Receitas)

前年度繰越金	二百四十五法五十五仙
内務省補助金	二千五百法
會費其他ノ醸金	八百九十法
本會録事割引豫約金	十法
基本財産收益金	八十八法二十五仙
合計三千七百三十三法八十仙	
歳出ノ部 (Dépenses)	
借家賃	二百五十法
報酬及ヒ賞與	二百二十法
事務所ノ雜費	三百九十六法五仙
動産買入費	二十五法
印刷物費	一千四百十四法七十五仙
合計二千三百五法八十仙	

如此收入と支出に於て一千四百二十八法の過剰を生ずるを以て本會則第十五條に従ひ其過剰額の十分の一たる百四十二法八十仙を本會不動基本財産中に投入す可きを以て其基本財産は既に合計金一千八十五法三十三仙を計上するに至りたり

而して其基本財産中投入す可き百四十二法八十仙の殘餘の過剰金は之を來年度歳入に編入す可く其他當年度會計報告に於て特に重要な注意を喚起す可きものなしと雖も唯一事の留意を乞ふ可きは從來内務大臣の本會に下付したる補助年金額二千三百法なりしを新に其額を増加して二千五百法となしたることは是なり其増額敢て多しと云ふを得ずと雖も是れ本會に取りては實に貴重なる獎勵にして亦本會事業の功績を認めたる徵憑たらずんばあらず故に予輩は此趣旨を體し益々本會事業の發展を畫策せざる可からざると同時に其補助金の益々増加あらんことを切に希望して已まざる所なり

進莫前掲本年度歳入の過剰は偶々以て本會事業を擴張す可き機運に到達したることを證明す可く又前掲本年度歳入の部に於て同年度豫算面より減少した

るもの(A)事務所費三法九十五仙と(B)印刷物費五百八十五法二十五仙なりとす何卒諸君に於て右御了承の上御承認あらんことを乞ふ次に尙ほ本會に於て諸君の審議を求む可きは左記明年度の豫算案なりとす

歳入ノ部 (Receipts)

- 内務省補助金 二千五百法
- 會費其他ノ醸金 千二百法
- 基本財産ノ收益 九十法

合計三千七百九十法

歳出ノ部 (Depenses)

- 借家賃 二百五十法
- 報酬及ヒ賞與金 二百二十法
- 事務所費 六百法
- 印刷物費 二千五百法
- 雜費 二百二十法

合計三千七百九十法

何卒諸君に於て此豫算案に對し慎重審議あらんことを乞ふ
於此乎議長は右會計役に對して其會計報告及び豫算案の極めて簡明にして實體
及び形式に於て佳良なる旨の一應挨拶を爲したる後會衆に對し其兩案を一括し
異議なければ舉手あらんことを求め満場一致の舉手に依り全部承認することゝ
爲したり

次て本會副主事「ピエール、メルシエ」氏(M. Pierre Mercier)は本會中央事務所の會務報
告を爲さんが爲め議長の許可を得て演壇に上りたり

「諸君 予は諸君と俱に故本會々長「エミール、セイソン」氏(M. Emile Ohaysson)が過般
溢焉として遠逝せられ本日此席に相見るを得ざるを想起して予の衷心轉た悲
哀歎惜の情に堪へざるものあり今茲に身自ら本會中央事務所を代表して第十
六回の會務報告を爲すの光榮を荷ふに當りても諸君に對して之が感謝の辭を
知らざるなり言ふまでも無く爾來「メイソン」氏の名は堅く本會に結付けられし
所にして氏は徹頭徹尾本會事業の有益なるを先見し之れが勸説に於ても率先

して其衝に當り且つ殆んど十五年間一日の如く或は本會々頭に或は本會副會
頭に終始して其神魂を籠められたり從て予輩は諸君と俱に同氏を追懷するに
當り氏が生前工學者にして且つ最高技術官たる官職を帯びたること一千八百
七十八年萬國博覽會事務官長たりしこと嘗て數萬の職工を有せし夫の著名な
る「クルウゾ」市工業所長たりしこと等の經歷を知らざるにあらずと雖も此等
職掌的名勢と成功は氏の名譽の最小部分に過ぎずして其實氏の眞の羨望せら
れたる勢望は如此形式的官公職の權威の外に氏が一大社會的人物にして能く
人を愛し殊に貧窮爲す所を知らざる者に對しては何等嫌厭の色なきのみなら
ず之を救濟するに克已奮勵能く其手段を講じ其困難を排除して倦まず故に夫
の酒毒者、肺結核者、貧民窟居住者等の如き刑事社會學上の注意種族に對しては
間斷なく之れが救治策に奮闘せり唯世人は時として氏が平素餘りに種々の理
論と學説とを公表したる散漫を快とせざりしが如し然りと雖も是れ洵に氏の
爲めに惜む可きことにして決して決して氏を誹謗す可きにあらず何となれば氏は文
筆の人にあらずして實踐の人なりき氏は口舌の人にあらずして躬行の人なり

き實に氏は能く其思索する所のものを實行し現に今日萌芽したる斯界の新思想は多くは氏の濫費したる種蒔に係るものにして恐くは悉く近く世人の收穫に歸するものならん斯く觀し來れば實に眠れる良思索を振興し瘦靡せる起案熱を刺戟したると同時に一般社會の青年をして總て社會的問題の實行的出現を詮鑿究明する趣味を興へたり氏が自論公表の散漫は即ち宛も夫の「グラツシユ」(Gracole)の慈母が其愛子を天下の珍寶以上に吹聴愛玩したるが如く氏の好愛措かざりし天下の珍寶以上の子息たる思索にして此子息は聽て到る所に保護事業を劃策創設して其子孫を繁榮せしめたるなり然るに今其人亡し追懷するも予に於て其功績の十分の一だに對しても頌辭を呈する能はざるを憾む冀くは予をして今茲に氏が其生前本會主幹「ルイシユ」デファンターヌ氏(M. Louche-Desfontaines)に宛てたる氏の最も特徴を發揮したる手簡の一節を朗讀せしめよ

「……予が貴下に特別に留意を求む可きは夫の「ワシントン」府開催の萬國監獄會議に於ける罪囚豫防制度に關する議題の件是なり予は此議題が單純なる司法的刑事政策上の問題にあらずして主として社會的刑事政策上の問題な

ることを益々確信して疑はざるなり予輩は吾人と俱に罪囚の遷善改過を求めんよりは寧ろ罪囚を豫防するに勵むるの急務なるを覺知し爾今専ら此方面に力を及ぼさんことを欲する例へば肺結核症患者か神氣興奮の餘餌食を求めずんば已まざるに際し如何に之を制止せんとするか又茲に或人墮落に墮落を重ね既に其心髓に入り深淵に達したりとせば如何にして之を回復し救治す可きや其惡疾未だ膏盲に入らざるに先だち之が救治策を講ずるに於ては其勞尠くして其功著大なるを致さん故に予輩は先づ其惡疾の發端たる最初の墮落を十分豫防し隔離したらんには後亦之か關聯續行の疾患を觀ざる可けん宛も駿馬膝傷せば其價值頓に下落を來すを免れざるが如く人生に於ても尙ほ然りと謂つ可し

故に予の私見に據れば保護事業も亦一面從來の如く免囚を保護すると同時に他面に於て廣く不良傾向の幼年者をも網羅し家族的團樂體を作爲して以て罪囚の豫防を講せざる可からざるを信す是れ世の不幸なる家族を分離せしむるの非理あるが如しと雖も爲に世の逆境者を救濟するの功あれば其間

何等非理あることなく唯解決に最も重大なる問題は家族制の復興にして一
家主宰權の下に緩和を計るに在り』

以上セイツン氏手簡の一節に對する予の朗讀は甚だ拙なりしと雖も其文字に
至りては句々皆悉く氏の肺肝より出てたるものにして茲に氏の謹嚴にして温
和なる容貌と氏の燃ゆるが如き慈仁を發揮したる眉目を想起せしめて胸の躍
るを禁し得ざるものあらしむ拍手喝采尙ほク氏の外當年度に於て四五の惜む
可き會員を喪失したること總て曩に本會々報を以て諸君に報導し置きたる所
の如し

(新入會者) 然れども諸君 本年度に於て如此不幸に際會したる本會は既に同
年度に於て其缺欠を補充し幾多の新入會者を迸出せしめたり予は如上悲哀の
後を享け茲に之を諸君に報告するの光榮を有す即ち團體名義の入會者はケン
・[Günther] の幼年者及び免囚保護會「シモン、トウッチ」夫人 [Mrs Simon Teutsch] の計營
指揮に係る巴里の少女救濟保護會等にして又己人の入會者は「アシイル、コンタ
ン」夫人 [Mrs Achille Cousart] (不_良少_女の_保助_及ひ_復補) 辯護士「ポール、ギョー」氏 [M.
Paul Guillot]、チャック、トウッチ氏 [M. Jaques Teutsch] 等なり

(本會評議員の變革) 次に予は今諸君に對し本會内部の運行に關する本會中央

評議員會の變革を報導せんことす即ち諸君か先回の總會に於て嘗て交替的に一
時本會評議員を退かれたる大審院長「バロ、ボープレ」氏 [M. Baillet-Latour] を起して
全會一致の喝采を以て本會評議員に再選したる外同じく本會々則の定むる所
に従ひ滿期退任したる本會々員たる保護團體の名に於ける評議員四名を新に
五ヶ年の任期に於て左の如く選出したり

(一) 巴里の新教免囚保護會 [La Société de Patronage des prisonniers libérés protestants de
Paris]

(二) 「サン、カンタン」免訴出獄者及び不良少年保護會 [La Société de protection de
l'enfance moralement abandonnée et de patronage des détenus libérés de Saint-Quantin]

(三) 「リジイユ」免囚保護及び幼年者救濟會 [La Société l'exoniennne de Sauvetage de
l'enfance et de Patronage des détenus et des libérés de Lisieux]

(四) 「アッゼリー」國「ボーム」市免囚保護及び不良少年救濟會 [La Société de Patronage
des libérés de Lisieux]

des libérés et de Sauvetage de l'enfance en danger moral, de Bone (Algérie)

而して之れが招集に就ては豫め此等保護會に於て指示したる代表者を目的とするが故に其指示に係る代表員は右(一)の團體に在りては巴里名譽府知事「ブウニエ」氏 N. Bouquier (二)の團體に在りては同會會長「エルム」氏 (M. Herbe) (三)の團體に在りては同會々長「ボアヴァン、シャンポー」氏 (M. Boivin-champaux) (現佛國大審院所屬辯護士) 四の團體に在りては同會々長「チャー」氏 (M. Genty) (裁判所長) 地方なりき如此變革したる本會評議員會は當年一月二十五日開催の同評議に於て當年度の部署を定めたりしが其構成に就ては多くは前委員を再選したりと雖も唯「セーヌ」縣の免囚少年保護會長にして前辯護士會長たりし「エルネスト、カルチエ」氏 (M. Ernest Carlier) 及び「サント、フェア、レリオン」の免囚少女保護會長「ヘイアン」夫人 (Mme A. Payan) は再選せられずして新に「ルーアン」控訴院所屬辯護士 (前辯護士) にして少年被告辯護委員會長「サラザン」氏 (M. Sarrazin) 及び復権と墮落豫防とを目的とする十五歳以上二十五歳以下の少女保護會長「アシイル、コンタン」夫人 (Mme Achille Contant) に代り入選せられたり

(本會評議員會の勤勞)

而して此本會評議員會は當年度に於ける前後四回の開會に於て具體的に本會の向上發展策を考究討議する所ありしが就中

- (1) 「ムラン」市免囚保護會長「マスブルニエ」氏 (M. le Dr. Masburié) の發案に係る「常に世の誘惑に最も感染し易き免囚 (行刑期出獄せられたる出獄人の執) を收容保護せんことを欲する保護團體と佛國中央監獄との接近を容易ならしむるの件」に就ては十分の討議を重ねたる結果其措置は總て之を容易ならしめ殊に右多數保護團體の存在を知らしむるが爲め各監獄署の作業場と廊下に其案内揭示を爲さしむる等一に監獄局長の配慮を俟つことゝ爲したり
- (2) 「本會附屬事業として全國保護團體の救済に係る免囚若しくは不良少年の身分臺帳を作成するの件」に就ては十分の審議を重ねたる結果其案件餘りに深重にして其影響する所大なれば到底我評議員會の獨斷す可き問題にあらずと爲し暫く其決議を見合はせ宿題と爲すことゝせり然れども此命題は夫の餘りに平素我保護事業に注意を拂はざるが如き人々に對する所謂保護事業詐欺の防禦に必要なこと固より論なき所なりと雖も爲めに折角身を寄せた

る保護者に對し秘密嚴守の義務を矛盾せしむるものなるのみならず亦徒らに被保護者の既往の暗黒面を合輯したる一種の不行狀者名簿を公示するに均しきものたり現に夫の刑事被告人として引致せられたる未成年の如きに對しては特に細心の注意を拂ふことゝ爲し其裁判前獄舎に拘禁せらるゝの間は之を獨房に置き決して他の囚徒に接觸するの機會を與ふることなく又其裁判前拘禁せられざるときは勗めて他人と交際するを避けしめんことを期するが如き僅に一例に過ぎすと雖も以て如何に保護事業者の微細の點に警戒せざる可からざるかを知らん

(3) 當年度夏季休暇の前特に重大なる懸案として同年七月六日開議に於て夫の「千九百八年四月十一日の公布に係る少女の淫賣に關する有名なる法律の施行細則たる、千九百十年六月十三日の行政規則の條款を完からしめんが爲め其設備を各保護團體の營造物に創設したる以後の狀況を詮考したること」是なり此詮考に際しては全委員悉く皆該規則が其遵守を命ずること餘りに嚴酷にして且つ事物の自然を没却し保護團體の必要を蔑視したる夜常

識の規則たることを痛歎し此規則あるか爲め折角國家の爲め助力せんと企圖したる保護團體の營造物を不振に陥らしむるの因を爲すものなりと結論せり現に辯護士ユゼーヌ・プレヴェスト氏(M. Eugène Prevost)の如きは深く之れが研究を爲し極めて該博なる考證の下に之れか評論を佛國監獄協會雜誌に公にしたるを觀る故に右評議員會詮考の結果は該規則に對する眞の反感を湧出したり吾人は早晚該規則の改廢に遭到す可きを信して疑はざると同時に當局者亦茲に觀る所あり其存續の間は必ずや之れが施行に寛裕なる可きを希ふて已まざるなり(未完)

看守の教習に就て

松 隈 房 吉

看守の教習は新に採用したる看守に對し看守教習所に於て二ヶ月以上必要なる學科及實務を授くるの規定なるも教習所卒業後尙ほ學力不十分のもの多きを耳

にするは吾人の常に遺憾とする所なり由來教習科目は頗る多岐に亘り修學上困難なるを以て最初に學術試験を行ひ相當の學力あるものに非れば採用せざる筈なるも其志願者稀少なるか又は急に補欠を要するが如き場合に於ては比較的素養淺薄のものをも採用することなきに非ず且其教習期間は二ヶ月以上ごあるも勤務配置の關係等に由り何れの監獄にても實際二ヶ月を超過する場合は僅少なるべし而して之が教習の任に當るものは看守長又は看守部長の如き何れも勤務に多忙なるものなれば爲めに豫期の如く教習時間を得ざることも之れあらん其素養は淺薄のものありて其科目は多岐に亘り教習期間は短少にして教習時間を得るに難し故に卒業試験に於ても佳良の成績を擧ぐるもの少きを見るなり既に規定の教習を経て尙ほ學力不十分のものありとせば如何にして之を補足すべきや吾人は思ふ看守の教習は只教習所の卒業を以て足れりとすすべきに非ず永久的に之を教習せざるべからずと勿論教習所卒業後は劇務に服せしむるを以て教習の機會を得るに難きも各監獄には看守職務研究会なるものあるべきに由り之を利用して教習せんとするなり現今の職務研究会は毎月一回乃至二回看守を

召集して職務殊に戒護事務を研究せるものなるべし由つて將來は此會を頻々開催し且其目的を廣義に解し苟も看守の職務に補益ある事項は學術上實務上の何れに關するを問はず悉く此會に提出し或は書籍に由りて講話し或は事例を舉げて説明し又各自に質問せしめ又相互に討論せしめ之を咀嚼し之を消化し以て着々職務上に應用せしむるとせば是れ看守の一大教習に非ずや

吾人は此の如く職務研究会を利用せんとす人或は曰はん劇務に従へる看守に對し更に教習を加へんとすれば之を休養せしむる時なかるべしと然り休養の必要は吾人も之を知れり只吾人は休養を必要の程度に止め其餘に於て教習を加へんと欲す教習を加ふればとて必しも休養を妨げざるなり且看守は晝夜目前に強敵なる囚人を控へつゝあり囚人の意思の奸と行爲の惡とは容易に治し難くして反て増進するものあり隨て出獄すれば隨て入監し昨日の初犯者は今日の累犯者となる而るを看守の學術智識に於て向上の勢ひ少しく緩む所あらんか忽ち囚人の乘する所となり遂に檢束戒護の上にも困難を來さんとす看守教習の忽諾に付すべからざる知るべし故に吾人は職務研究会を頻催し以て教習所卒業者の學力不

十分の點を補足し又益々智を研き識を博め常に勤務上に失態なきを期せしめんとす

吾人は更に思ふ上級司獄官は絶えず看守を教習せざるべからずと吾人嘗て之を開けり往年典獄某氏は日に退出すへき看守中より更る々々三名乃至五名つゝを自己の室に呼び入れ學術又は實物上に關し或は質問を試み或は所感を述べしめ常に其薫陶に盡瘁せしかは是より看守は何れも讀書に奮ひ勤務に勵むに至りしと吾人は之を教習上に於ける一佳話として稱賛し今に至るまで遺忘せざりき監獄協會に於て毎年監獄官練習所を開き各監獄より看守長を入所練習せしむる所以は獨り各自練習の爲めのみならず亦其卒業歸任後各自の監獄看守に新智識新學術を普及せしめんとするの意に外ならず

之を要するに看守の教習は一刹那又は一區域の問題にあらずして凡ゆる監獄に於て監獄と終始すべき問題なりと信す近年幸に我上級司獄官に高等學術を修得せしもの漸次多きを見るに至れり吾人は上級司獄官諸君に對し益々看守の教習に注意せられ誨へて倦まざる底の大抱負あらんことを切望に禁へざるなり

講

演

保護事業の一般

司法省參事官 山岡萬之助君

諸君、今日諸君にお目に掛りまして私の研究の一端を申し上げますことは誠に光榮と致す所でありま
す、題目は極廣い問題でありまして、保護事業の一般に關しまして述べ様と思ひます、保護事業と申
しますと、申上げる迄もなく、我國に於きましては、近頃用ひられましたる言葉であると同時に、近
頃實際に行はれつゝあることに過ぎないのでありますからして保護事業と申しましたも何が眞の保護
事業であるか、どういふことを此文字が意味して居るかといふことは誠に不明瞭であると申して宜か
らうと思ふ、それでありまして今後此事業の健全なる發達を爲さしめんと致しますには一體保
護事業といふことは、どういふ所から發達し、而て今日如何なる精神を持って居るものであるかといふ
事を知りまして、而て將來に相當の施設を致さなければならぬこと、考へられますので、參考と致し

まして寧ろ將來の事に向つて申し上げたいことになるのであります、今日我國に於きまして既に保護事業といふものはありますけれども、今日の所では未だ之を學術的に申し上げますだけの材料が我國に存しないのであります、因て一步を進めまして今日の監獄制度或は刑罰制度の如く組織ある所のもの迄保護事業を進めなければならぬのであります、將來は勿論そこ迄進むことと信するのであります、刑罰の如きも昔は個人の復讐で、秩序なき悪行に對する反動であつたに過ぎなかつたが、今日は國家的行動として、整然なる順序を持た制度になつて來て居る、これと方向は異なつて居ります、即ち刑罰は消極的行動でありますけれども、保護事業は、積極的の行動であつて、方法こそ違ひますけれども、發達の順序は右の様なる可きものと思ひます、斯様な次第でありますからして、此の社會保護事業の完全な結果を得ますのには、只偶然に起つた所の事柄を経験したことに依て得た智識だけでは不十分であります、成る可く完全に、學問的若くは技術的研究、即ち科學的の基礎を極めまして、さうして個人關係と社會關係の意味合を明かにして進まなければならぬのであります、尙委しく申して見ますと、個人關係の事柄を知りますのには、心理學であるとか、或は生物學であるとか、又社會的方面を知りますには、社會學或は道德學、經濟學、さうして之に伴ひます所の行政法律等を究めなければならぬことになるのであります、右述べました所は將來どういふ風にして保護事業の完全な基礎

を造らなければならぬかといふことに付き斯様な風に研究をして進むのであるといふことを申し上げた次第であります、更に茲に申し上げなければならぬことは、保護事業といふものは何の爲に必要であるか、何が故に此頃保護事業といふことが喧ましくなつて來たかといふ此事實關係を申し上げて見たいと思ふのであります。

我が社會は次第に發展いたしますのに衣食住の關係といふものは先づ以て程度ある所のものであります、我國に於ける生活物資の供給力はどれだけあるといふことは年を経ても大體動くべきものでないので、農業にせよ漁業にせよ、其他の産業に致しましても一定の範圍内に先づ止まる、改良して之を増進するといふことは出來ますけれども、其の大根本である所のものは一定の度がある然るに人口の増加といふものは餘程急激に進んで居るのであります、統計に依て申しますと、明治五年に於きましては三千三百一十一萬餘といふことになつて居る、明治二十一年には三千九百六十萬餘といふことになつて居ります、けれども此處では僅かな違ひで矢張り三千萬台の人口でありましたが三十二年になりまして最早四千三百七十六萬餘になつて來て居るのであります、それから大正二年になりまして、五千三百三十五萬餘といふことになつて居る、さうすると明治の五年から見ましたら非常な數を増加して居るといふことがお分りになると思ふ、之を率に依て見ますと、最近の人口の進歩とい

よものは、十四%餘、配十五%で、此人口の進歩の率は世界各國を比較いたしました多く進む方の階級にあるのであります、序ひででありますから、ザツと申して見ますれば北米合衆國が、十九%、獨逸が十三%、英吉利が八%七、佛蘭西が一%一、佛蘭西は殊に少い同國では段々人口が減退するといふことを近來非常に心配して居る、我國は獨逸よりも、寧ろ近年の統計に依りますと人口の増加即ち人口の繁殖力は殖へて居ります、此點は此處に直接の關係がありませんが世界戦争の始まつて居る今日、我々日本人は意を強うするに足るのであります、佛蘭西の如きは人口一%といふ様な増加力で誠に戦争杯に付きましては力無い國である、我國に於きましては獨逸よりも多少上にあるので諸君と共に喜ぶ可きことである、扱て其事は成程喜ぶ可きことではありますが、内國の關係と致しまして個人的生活といふ上から行きますと、日に日に困難の地位に立て行くことは見易い道理である、斯の如く人口が増加いたすのでありますから御承知の通り近年田舎杯に於きましては、皆其處に暮して居つては生活が出来ないといふことから多く都會に集る傾きがあるのであります、都會と地方との人口の關係は、歐羅巴に於いては我國よりも一層差が甚くなつて居る、我國に於てはまだ歐羅巴程の程度になつて居りませぬけれども申して見ますと、人口二萬以上の都市と地方との比較は、三十年に於ては全人口の十二、六五といふことになつて居る、それが三十六年になりますと十五、五九といふものになつ

て都市の方へドシ／＼押掛ける、四十一年には十六、七四になつて居る、斯ういふ風に人間の動搖することが即ち生活關係の段々困難に陥るといふことを證明して居るのであります、何れの場所に於きましても其人々が生活が出来ますならば其處に止る譯であります但其處では生活が出来ませぬから都會の繁華な場所を集つて何物かを待んとするのであります、それから今度は具體的に罪人の方面からしてどういふ資産の程度の者が犯罪をするかといふことを説明いたしました、此の生活關係といふものが、犯罪關係に影響して居るといふことを申上げて見たいと思ふ、即ち生活の困難といふものが犯罪原因を爲すので、大正二年の監獄統計に依りまして、大正二年迄の五年間の平均を申して見ますと、有資産者は男子は五百五十二人、女子は十七人、斯様に少い數であります、それから稍々資産ある者が、男子四千百七十人、女子百九十八人、これもさう澤山な數ではない、所が無資産者になるといふと、男子二萬九千五百九十人、非常な數である、女子の方も二千百九十一人、これが罪人數の中心になる、それから赤貧、殆ど何物もない所の者が、男子は一萬七千六百八十三人、女子は千四百十二人、不明な者が男子が十三人、合計五萬五千八百二十六人といふ者が、各五年間を平均して一年に入監した數であります、無資産及赤貧の者が約五萬人で、有資産及稍々資産ある者を合計しまして四千九百三十七人、斯く資産無き者が五萬人で罪人の多くが無資産者であるといふことを考へると、生活

上の需要といふものが犯罪にどれだけの影響があるかといふことが能く分ると思ひます、斯様な次第でありますから犯罪を減らさんとするには先以て此原因に付て心配して行かなければならぬ、無資産の者が即ち犯罪を爲す生活の困難が即ち犯罪を爲すといふことになる、之を救護するに依て犯罪の大部分を無くすることが出来る、此點から見ましても保護事業といふもの、必要は明かである、更に保護事業は、此上に社會の文化社會の發展といふものを一層強めることに與つて力あるもので、保護事業の完全なる社會は、他の社會より強くなるといふ結果を來すのであります、犯罪の消滅といふ方に於て非常な必要があるのみならず國家の富強といふことを致さんとしたならば保護事業に力を致さなければならぬ社會の個々の者が大に強くなれば國家の力が強くなるのであります、斯ういふ必要から保護事業といふものは、是非進めねばならぬといふことになりまして歐米各國共に長い間此事業をやつて居る、諸君も御承知の通り此制度が非常に進んで居ります、所が我國に於てはまだ極めて幼稚で前きに申した様に學問的に説明いたすだけのものがありませぬから今後進むにはどうしなければならぬか、どういふ形でやつて行かなければならぬかといふことを申上げたいのであります。

保護事業の魁となつた所のものは貧民を救護するといふこと及び其他の慈善事業であります、彼の貧困な者を救濟いたすといふことは勿論人類の生活關係の始まつた當初より有り得ると見て宜い、即

ち人間の他人に對する同情といふことよりして此事の行はれたことは明かであります、個人關係に於ては、既に古い昔より斯の如き救濟があつたと言て宜いのであります、それが段々組合でやり更に進んでは公の機關に移つて救貧事業が行はれることになりました、それから其他の慈善と申しますと、一時の出來事からして他人の保護を求めなければならぬ事情が到來した場合に之に對して救護を致すのである、これも矢張り最初は一人から行はれたものであります、それが段々と慈善團體で行はれることになつて參つた、併し乍ら此の慈善團體といふ狭い範圍のものでは、全體の社會を保護するといふ問題に付て計畫的組織的に參らぬ、何せかと申しますれば、或る限られたる團體でありますから、其の部分に對しましては救護が出來ませうけれども、全體としての組織立つたものにはまだ達しない、尙ほ亦病人であるとか、或は酒精中毒等に依て困難して居る所の者を救濟するといふことは、既に陥つたる所の人を救ひ上げるといふ事柄であります即ち救貧の事様、其他の慈善事業といふものは既に陥つたる所の人を救ひ上げるのであります完全な結果を得ることは難いのであります、さういふ所からして今日では豫防的に陥るれない様にする、即ち貧困の結果を來さない様に豫防的組織を立て救護するといふ方面に進みつゝある、而て一部々々の者を救濟するよりも全體の社會の者を救濟しなければならぬ救ふよりも寧ろ保護しなければならぬといふことに進んで來ました、これが眞

の保護事業であります、刑事の方でも矢張り今日は犯した罪を罰するよりも罪を爲さしめない儘にしなければならぬといふことを新學派の保護主義目的主義者が唱へて居るが丁度それと同じ意味合を持つて居るのであります、左様な次第でありますから社會保護事業とは何をやといふことに付きまして、エルドベルヒといふ人が斯様に申した、保護制度といふものは、社會の任意なる行動の上に立つものである、さうして經濟的發達に伴ふて必然的に生じて來ます所の社會的害惡を緩和し或は之を除去する所のものである、法律的強制規則では之を除くに不充分であるか若くは到底不可能である所の社會的害惡を任意なる社會的設備をして救済するといふことにある、大體に於て此定義は今迄述べましたる意味合に適合するものでありますけれども、只經濟的發達が社會的害惡の生ずる唯一の源泉であると考へるのは、偏狹であります、社會的害惡といふものは獨り經濟的關係からのみ生ずるものでありません、今日人が動もすれば社會政策と申しますと、勞働者と資本主との關係である、工業の利益の分配問題であるといふが如く考ふるの或は經濟政策といふ事柄が直ちに社會政策になると考へると同じく誤つたものであります、經濟的發達の關係が社會的害惡發生の大なる原因であるといふことは固より何人も認めなければならぬことでありますけれども、之を以て唯一の原因であるといふ譯には參らぬ、何せならば我々の生活といふものは申上げる迄もなく經濟的生活のみでありませぬ、經濟的

生活以外に於きまして道德的生活もありませうし、法律的生活もありませう其他人間としての生活は經濟的生活に止らぬ、要するに我々の一切の生活から生ずる害惡が社會的害惡として現はれて居るのであります、只併し前に申した通り經濟關係といふものは、人類生活に非常な影響があるものであります、身體にも精神にも或は道德上にも影響を與へることは之を認めなければならぬ、でありますから重大な社會的害惡の原因だといふことは認めなければならぬことであります、之を要するに個人的保護事業でありますも或は公共團體の保護事業でありますも、何れに致しましても純粹の法律的のものではないのであります、任意のものであります、然れども只任意と言つても偶然なる隨意といふ譯ではありません、先きに申しました如く偶然の經驗に依つて得たものでは決して完全な結果を得ない、それ故保護事業を確立いたしますには、是非共組織的に計畫された所のものでなければならぬのであります、左様に組織的に計畫されたものに依つて人類の身體精神、それから道德上及經濟上の發達といふものを都合能く増進させるといふ所の處置が即ち保護事業である、でありますからして前にも申した通り救貧事業其他の慈善事業といふものは社會保護事業の先驅を爲すものであります、さうして保護事業と申しますれば強制的のものでありませんで任意的のものであるが併し一個人のみに依つて爲すべきものでなくして完全に組織いたしますには公共團體は勿論國家も之に關係しなければなら

ぬことになり、因て茲に個人事業と國家事業との分界といふことを申して見たい。

此二つの分界は、國民經濟又は其社會の文化の發達に伴ひまして、其範圍が常に違つて行くので従つて一概に絶對の範圍を極めるといふことは出来ない、殊に國と國とが違ひますと、或門に於ては此事業の一部は國家、或國に於ては此事業は個人に依るといふ様に國々に於て違つて來し、斯様に成ると正しい區別はないといふこと丈で先づ宜しいのであります、併し大體に於てこんなものであるが、此點に付きフレツシユといふ人が斯ういふことを言て居る、保護制度は社會學の實驗である、即ち社會の進歩國民經濟の組織的發達に於て恰も今日の自然科學が最初に於きましては極めて不完全な實驗から發達したと同一の意味合のものであると云ふのです、今之を説明して見ますと、今日の自然科學は、前は極めて不完全な實驗をして進んだものであります、所が今日は例へば醫學に於て何病の微菌はこれである、これさへなくなせば病人はなくなるといふことを發見した、社會學もそれと同じであります、今は不完全な實驗であります、之が將來自然科學と同じ所にまで進みましたならば大なる効果あると信じます、之を要するに個人的の保護事業といふものは、國家の社會的政策を行ふ第一の階段である、之に依りまして容易しく國家の制度といふものを確定することが出来る、今日の實際に於きまして保護事業の部分々に付き同一の文化の程度にあります國々に於ても誠に區々であり

ります、譬へば住居の保護であります、住居の保護は英國に於ては元來保護事業を個人に委せて居るに拘らず住居の點に於ては公の仕事として居ります、國家又は市町村に於て大體扱つて居ります、併し乍ら最初に於ては必ずしもさうでなかつたのであります、従つて之を個人事業として之を國家事業とするといふことは區々であります、それから先きに一言いたしました、保護事業の豫防的意味合に於て今少し申して置きます、詰り保護事業といふものが豫防的の事業に迄進まなければ折角の保護事業の効かない、其理屈を申して見ますと例へば近來衛生の設備といふものが個人の健全を保持いたします上に於て重大の効果があつて即ち病氣を防ぐことが出来、之に依りまして治療をするよりも豫防する方が優るといふ原則が出来て來た、刑法學に於きます犯罪を罰するよりも犯罪を未發に防がなければならぬといふ意味であります、保護事業も右と同じことなるので、此關係が一方に於て純粹の保護事業といふものを慈善又は救貧事業と區別することになつて來た、此點に關しまして、ミュンステルベルヒといふ人が斯ういふことを言はれた、若し一般的の此の保護事業が貧困の發生を防ぐことが出来ず、而て自己の力又は義務ある所の第三者の力にて之を救濟することの出来ない時は、其貧窮者と個人的關係のない者が最後の地位の者として貧困を救濟するといふことになる、斯ういふ關係が二者の必要なる境を爲すものであつて、貧窮者が自分を自分で助けることの出来る場合には、他よ

り救済されるよりは其方がヨリ宜いのである、又貧窮者の眞の友達の眞面目の努力といふものに依て救貧事業といふのを不用にするといふことは寧ろ宜しい、救貧といふものは成る丈け自己其他の近所の者でやらなければならぬ、救貧事業といふことになることそれ等の者が總て届かない時に出て來るといふ意味になる、次に豫防といふことは社會を健全に致します、即ち豫防を致しますれば社會は健全になります、保護事業が社會を構成する人種の改良に影響を及ぼすといふことを問題として人が研究して居ります、社會が健全になるには分子が健全にならなければならぬ、そこで人種改良といふことを論ずるのであります、人間は今改めて申上げる迄もなく總て進化の自然律に支配されて居る、進化といふことは事々しく茲に申しませぬでも宜しいのであります、概要を申して見ますと進化の根據は吾人の生存競争に依ります所の優勝劣敗であります、我々人類のみならず總ての生物界には絶えず生存の競争といふものが行はれて居る其結果として競争に適する適者のみ存し不適者はなくなつて仕舞う、之を自然淘汰と申すので其自然淘汰に依て生物界の平均状態が定まります、即ち弱者は淘汰せられて此生物界に適する人丈けで進んで行きますから平均状態が維持されて行く、生物は又一面に於て遺傳に依て祖先の性質を受けますけれども、變化性と慣習性があつて生存競争の結果、適者が残り弱者が劣つて行くといふことはダーウキンの進化論の説であります、此進化の理論に人類は支配さ

れて居ることは今日動かない定論であります、社會は個人の全體、我々個人の集りでありますから個人の健全といふことが即ち國民の健全といふことになります、自然率に支配されます所の人間は絶えず生存の競争を爲します、此生存の競争は自然の事である故自然に放任して置けば平均状態を維持して段々進む、所が弱者を保護するとういふ結果になるかといふと、學者の見解はこれが總て貧窮者自己保存になつてそれから強者の方と混淆して一般の強さの平均率が低くなる、弱者をドシ／＼除けて仕舞はないでこれを助けてそれから強い者と混同するから一般率が低くなつてくる、左様な次第であるからして人の發展力の基礎を害するものであるといふ結論を致すのであります、サア斯うなりますと大に考へなければならぬ、弱い者を無暗に保護して社會といふ全體から見ました所の平均率が低くなるのでありますなれば、社會全體としては即ち弱き状態になる、此事は社會保護の原則に付き將來考へなければならぬ、社會の發展上淘汰的なるや或は非淘汰的なるやを保護の方法に付て研究しなければならぬ、此方法は淘汰的である、此方法は非淘汰的であるかといふとを一々研究して行くかなければならぬ、これは將來保護の方法を用ゆる上に付て大に考へなければならぬこと、思はれます、例へば救貧事業、これは確に非淘汰的であります、捨て置けば落伍者になつて破滅して仕舞う、此非淘汰的の救貧事業の如きものを今日行ふべきや否單純な自然的の理屈から言へば行はざるを可とすべ

きである、所が刑罰の方でも人の申す通り、自然科学の理屈丈けではいかぬ、人道といふものを酌まなければならぬ、例へば能力の低い人間即ち小學教育を受くることすら六ヶ敷人、こんな人間を學校にやるのは犯罪の手段を教へる様なものであるから、宜しく學問も何も教へないで社會から排斥するがよいといふことは自然科学の主張であります、成程學問をさせると色々悪い手段を覺える、が人道の方から申しますと斯様の人間は憫まなければならぬ、それ故に教育もしなければならぬのであります、それ故に今日救貧といふことをしない譯には行くまいと言はなければならぬと思ひます、併し先きに申しましたる社會の平均率を低くすることに付きましたは十分考へて人種を改善するといふ關係に付て、保護制度が甚しく損害を與へない様にしなければならぬと思ふ、さういふ次第でありますから我々は社會保護に付きまして人の精神と自體との保護をする上に最も役に立つ方法を適用すること考へなければならぬ、昔の慈善事業の様に何でも憫めば宜いといふやり方ではいかぬ、用ゆる方法を如何なる効果を社會に現はすかといふ意味あるやり方でなければならぬ、保護事業は人類の發展、人種改良に關しましては救貧事業よりも遙に高い目的を以て居る、救貧は生存競争に負けた所の者を救うのであるが、保護はまた悪くならない、底に落ちない者を救つて行かうといふのであります、此點に付まして、ミュンスタルベルヒが言ふに、保護は救貧を成る可く無用の者とせしめたいことを目

的である、自然科学の視察上に於て保護事業といふものは救貧よりもヨリ以上の目的を存すると申し居る、此の關係に於て、吾人は將來保護事業と救貧事業とは、どういふ意味を以て適用しなければならぬといふことを理解出來ます、個人々々から申しますれば常に人に同情し之を憫むか、當然でありますか社會の全體から申しますればそれは保護の目的を達しないといふことが分るのであります要するに人種改良の効は保護事業にはありませんが救貧事業にはありませぬ、附け加へて申しますか免囚保護なるものは將來出獄者が監獄に戻らないことの爲にしますものでありますから、免囚の保護は保護事業の意味があるのであります、以上申上げた所に依りまして保護事業と慈善事業、殊に救貧事業とはどういふ關係であるといふこと及び保護事業といふものはどういふ意味のものであるといふことがお分りと思ひます(未完)

化學の智識(本第二十八卷第二號)

尾原 靜 乘

元素の二大別
(金屬性元素 金、銀、銅、鐵、鉛、ニツケル等
 非金屬元素 酸素、水素、窒素、炭素の類)

金屬元素では右の外「ナトリウム」「マグネシウム」「アルミニウム」「カリウム」「カルシウム」「マンガン」
 「アンチモン」等の種類が有ります、尙ほ近來八ヶ間しい「ラヂウム」の如きも金屬性の一元素であります、此の「ラヂウム」なるものは千八百九十八年伊國のキュリー氏に於て發見されたもので發見後未だ十七年にしか成りませぬから所謂新元素であります

次に非金屬元素の中にも亦た多くの種類が有ります、即ち「酸素」「水素」「窒素」の如きは皆な氣體でありまして何れも無色無臭無味のものであります、次に「炭素」「沃素」の如きは黒色又は紫黒色で何れも不透明の固狀體であります、次に「鹽素」の如きは黄綠色の氣體で「臭素」は暗褐赤色の液體であり

ます、是等の諸元素を引くるめて非金屬元素と申してをります、而して是等諸種の元素が或は混合し或は化合して天地間所有の物體を成して居るのであります、水は吾人の眼から見れば單純な液體でありますが化學者の眼から見れば決して單純な物ではない、即ち水の中には「酸素」あり「水素」あり「空氣」あり「炭酸瓦斯」あり更に「鐵物質」をも含有して居ると云ふ事であり、又た同じく水と雖も東京の水と倫敦の水とは其含有物に於て多少異なる點があり更に「ロンドン」の水と「ウイナ」の水を比較すれば其含む所の固形物に於て大に其分量を異にしてをります、次に「空氣」に付ても亦た同様で決して單純な物ではありません、空氣の中には「酸素」あり「窒素」あり「炭酸瓦斯」あり「水蒸氣」あり「アンモニア」あり「フゾン」あり、中々込み入つた物であります、而して其の「炭酸瓦斯」なるものが空氣中一萬分の六以上になると人體に影響をする即ち頭痛がしたり眩暈がしたりする、更に一層多くなれば動物は生命を保つ事が出来ぬ、古井戸の中で獸類が斃れたり人間が死んだりする事がよくあります是が即ち炭酸瓦斯の中毒であります、故に一室に多人數集合して換氣をせなかつたり又た密閉せる室内に炭火を熾んにしたりする杯は何れも炭酸瓦斯を生せしむるのでありますから衛生に害があります大に注意せねばなりません、次に「酸素」及び「窒素」は吾人の呼吸に最も必要なるもので之無くては吾人片時も生きて居る事は出来ぬのであります、次に「フゾン」と云ふのは酸

素より更に精鮮な空氣で肺病患者杯には頗る有効であると聞てをります、而して水が場所に依て異なるが如く空氣も場所に依て其の含有物の量が少し宛異ひます、即ち都會の空氣は炭酸瓦斯の量が多く加ふるに塵埃等の不良分子が含まれ「田舎の空氣は炭酸瓦斯の量は減し「ゾーン」を含む事が多いので有ります、斯の如く素人眼でみれば單純な水でも單純な空氣でも化學眼に照してみれば何れも數種の元素より成れる化合物であります、化學者の説に依れば天地間の諸物質中化學上の化合物として知られたるもの既に二十萬に達すと云ふ事であり、之を吾人の日用品に就て見ましても多く皆な然り、石油でも蠟燭でも石鹼でも「マツチ」でも紙でも墨でも「インキ」でも印肉でも味噌でも醬油でも酒でも「ビール」でも悉く化學品である即ち化學上の化合物であります、是れ吾人に化學の知識を必要とする所以であります

四 化學工業一斑

昨年八月、日獨の開戦以來化學工業と云ふ事が頗る入ヶ間しき問題となりまして新聞紙や雜誌面に該記事の著しく多く成つた事は諸君の等しく注目せられて居る事と存じます、現に政府に於ても「化學工業調査會」なるものが組織せられ其第一回は既に先頃農商務省で開會せられ、化學工業に關する諸般の調査も今では餘程進んで居ると云ふ事であり

化學工業と申しても其種類は中々多いので(一)曹達及アルカリ工業(二)コールタール蒸溜工業(三)硝酸製造工業(四)脂肪工業(五)燐製造工業(六)鹽酸加里製造工業(七)木材乾溜工業(八)硫酸鹽酸醃粉製造工業等皆な是れ化學工業であります(高松博士所談)

此の中で變化の最も多い「コールタール蒸溜工業」の一斑をお話してみれば、先づ爰に若干の石炭が有ります、此の石炭なるものは上に申したが如く、樹木が地中に埋没して數千年間に天然的に化成された所謂化學品であります、此の石炭を機械にかけて「コークス」を製造します、「コークス」は石炭の精製されたもので「コークス」と「石炭」とは木の薪と木の炭ほど違ひます、次に又た石炭を機械に懸けて「瓦斯」を製造します、瓦斯は石炭内の或る物質が氣體に變化したもので今日は電燈と競争して都會の夜に缺くべからざる光りと成つてをります、石炭より「コークス」を製造し石炭より「瓦斯」を製造しますれば爰に副産物として「コールタール」と云ふ物が得らるゝのであります「コールタール」は鉞力の槌や電信柱の根に塗られてある彼の黒色の液體であります

今度は此の「コールタール」を蒸溜器と云ふ機械にかけて高度の熱を與へますると種々雜多の油を得られます、即ち

(一四) 第一が「揮發油」之は溶解劑及び汚拔藥として一般に使用せられて何人も知つて居ります

第二が「カーボル油」之の油より石炭酸及「ナフタレン」等の物が得られます、石炭酸は普通消毒薬であります、此の石炭酸を硝酸と硫酸で作用すると「ピクリン酸」と云ふ爆發薬が出来ると云ふ事であり、次に「ナフタレン」は白色の粉で、洋服杯に入れて置けば虫除になります、「ボンド」十二三錢位のもので誠に安價であつて樟腦の如き能いはたらきを持つてをります

第三が「クレオソート油」之は名高い防腐薬である事は何人も御承知の事と存じます、建築の際木材に此の「クレオソート」を注射して置けば白蟻の害を受けぬと唱へて居る學者もありません

第四が「アントラセン油」此の油を更に機械にかけて次第に精製して行くと所謂「アリザリン色素」と申して人造染料を得るので有ります、之は五十年前獨逸のリーベルマン氏の發明であります

又た種發油から「ベンゼン」及び「トルオール」を分け取り之に加工して製したものが名高い、アニリン色素で之は六十年前イギリスのパーキン氏の發明である、此等人造染料は目今獨逸が最も盛にして大正元年に於ける獨逸より日本へ輸入のアニリン染料は實に三百九十萬圓であります、「紅」「黄」「緑」「青」等光澤麗かなる數千の色素が彼の黒いドロムにした「コールタール」から得らるゝとは吾人門外漢の想像も及ばぬ次第であります

五 分析の話

是より「食素」及び「分析」の事をお話し致します有る學者は蛋白質と脂肪と炭水化物との三種をば食物の三大養分と稱へて居ります、蛋白質とは素人解りに云へば肉素で、吾人が喰べて肉に成ると云ふ食物要素の事であり、更に通俗向に曰へば鶏卵のシロミ的の勢分のもを蛋白質と申します脂肪とは即ち「アブラ」で吾人の體温と成るべき食物要素の事であり、炭水化物とは普通で曰ふ澱粉及び糖分の事では先づ體力を作る食物要素の事であり、此の三種（蛋白質と脂肪と炭水化物）を三大養分と申すは食物の營養分は先づ此の三種を本と爲すと云ふ意味であります、又た或る學者は食素の五類と申して左の五種を數へて居ります

(一)蛋白質 (二)脂肪 (三)澱粉 (四)水分 (五)鹽類

何れの食物と雖も大抵是等の食素を備へて居ります、然し食物の種類に依りて右分量の多寡は無論有ります、即ち穀類は澱粉が多く肉類は蛋白質や脂肪が多く野菜や果物は水分が多くあります、乃て吾人が常に是等の物（穀類肉類野菜果物等）を混食致しますれば丁度良い工合に保健に必要な營養分が攝れて行きます是れ實に消化の妙用にして人類の享福と喜ばざるを得ない譯であります

次に食物分析の一例として米粒の分析表を御覽に供します

米の成分

水分	一四、三〇
蛋白質	八、六〇
脂肪	二、〇〇
炭水化物	七二、九〇
纖維	一、三〇
灰分	〇、九〇
一〇〇(水田玄米)	

是の表を見ますると造化の巧妙が適實に思はれます、自然界の恩恵が痛切に感ぜられます一粒の米と雖も決して粗末には出来ませぬ

次に『マッチ』の頭の分析表を御覧に入れます

「マッチ」の百分合成量

鹽酸加里	五三、八
酸化鐵	六、〇
重クローム酸加里	五、〇
白 堊	一、二
アラビヤ護膜	一〇、〇

酸化マンガン	六、〇
硝子末	一、二、〇
硫 黃	三、〇
其他水	

(以上二表は井上農學士の日用化學に據る)

自分は専門家でありませんから一々の名稱に就て完全な説明は出来ませぬが、兎に角一本の「マッチ」と雖も材料に於て人工に於て中々容易ではありませぬ、然れば「マッチ」一本とて決して輕視する事は出来ませぬ近頃監獄協會より發行せられました「勝友叢書」の中にも若林校長の實查として「マッチ」一本が米粒十一粒に相當するから一本の「マッチ」を無益に使用すれば忽ち白米十一粒を棄ね事になると誠にありますが尤もな説であります

分析表の序でありますから人間の分析表を一つお目にかけて見たいと思ひます

十六頁目の大男子を白の中に入れて搗き之を分析にかけてみると

大釘七本だけの『鐵分』

一貫五百匁の蠟燭に相當の『脂肪分』

大正四年一月末日現在在監受刑者罪名表

罪名	前月末日		前年同月		前月比較	前年比較
	現在	在	現在	在		
受刑者	一,五四一	一,二四	一,六五五	一,七二六	△六一	三八
十八歲未滿者	一,九八〇	一,二二三	二,一〇三	二,一三二	△二九	一八一
二十歲以上者	四四,五五七	一,八九九	四六,四五六	四六,七四七	△三九	△六一,〇〇〇
計	四八,〇七八	二,一三六	五〇,二二四	五〇,五九五	△三八	△六六,二四三
強盜	二五,七七七	八六六	二六,六四三	二六,六〇一	△二六	△二,四五四
強盜及七富	二,九七二	一一	二,九八四	三,〇一〇	△一五	△二二
強盜及七富	二,九〇三	九一	二,九九四	三,〇〇九	△一五	△一,〇一一
強盜及七富	五,七三一	一四〇	五,八七一	五,九三三	△六二	△一,四三
強盜及七富	二,〇七五	五三	二,一七八	二,一五五	△二七	△三六一
強盜及七富	五,一四	三九	五,五三	五,八〇	△二七	△五九
強盜及七富	一,七九	一	一,八〇	一,八五	△一	△九四
強盜及七富	一,二〇一	四一	一,二四二	一,二七五	△三三	△二五三
強盜及七富	四八	一	四九	五二	△三	△二八
強盜及七富	一一〇	一	一一一	一一二	△一	△一六
強盜及七富	五七	一	五七	六三	△六	△一四
強盜及七富	三四〇	二	三六三	三六九	△二	△一〇二
強盜及七富	一,三五一	三六	一,三八七	一,四〇八	△三六	△一六一

罪名	前月末日		前年同月		前月比較	前年比較
	現在	在	現在	在		
殺人	二,三四六	一九〇	二,五三六	二,五九二	△五六	△二二四
殺人	五一	一五〇	二〇一	二〇七	△六一	△一八
殺人	一〇	二	九六	一一	△一五	△一七
殺人	二七	六九	四二	四四	△一五	△一七
殺人	四一	一	三五	三八	△六〇	△一八
殺人	三三	一	二七	二八	△三	△一八
殺人	二七	一	二七	二八	△一	△一七
殺人	一,四三一	三〇〇	一,七三一	一,七五五	△二四	△一三〇
殺人	一四七	九	一四七	一四九	△二	△一八
殺人	八九	九	九八	九八	△〇	△三二
殺人	一五二	一六	一六八	一八二	△一四	△三二
殺人	四七,六六六	二,〇四二	四九,七〇八	五〇,〇二二	△二四	△一九六
殺人	三六	一	三七	四八	△一二	△二二
殺人	一六六	一	一六六	一七六	△〇	△四三
殺人	二六	一	二六	二二	△〇	△一四
殺人	四一	一	四一	四〇	△〇	△一四
殺人	六三	一	六四	六七	△一	△一五
殺人	七一	一	七一	七〇	△〇	△一七
殺人	八	一	二一	二九	△一三	△一七
殺人	四一	一	五〇	五七	△九	△一四
殺人	四二	一	五〇	五九	△八	△一四
殺人	四八,〇七八	二,一三六	五〇,二二四	五〇,五九五	△三八	△六六,二四三

雜 纂

監獄局長の演説を讀む(三)

典獄 某

人は往々にして宜く其の感すべきことを感せずして、寧ろ感すべからざることを感じ易いが通弊であつて、就中利益の感には敏いけれども、義理の感になると仲々敏からぬのが、一般の實況ではあるまいか、故に苟も修養に志あるの士は、先づ以てこの義理の感に敏ならんことより始めるが當然ではないか、云ふまでもなく御互が、眞に斯道の爲め貢獻せんとすれば、無私奉公の心を養ふより先なるはあらざるべしと思ふ、

無私奉公の心とは自分の身を公器として、一切の自分の便利や安逸や、乃至自己の勝手なる私有物を犠牲にして、そうして己を空虚にし之を満たす

よかろうと思ふ、开は兎も角に右述ぶる通り此の大演説も、即ち其の義務の感に敏ならざる以上は、或は一般の通弊に陥て深く感することも無くして、無神経にも此の大切なる場合を、無意味に經過せんとする恐れはないか、少くとも我々司獄官の間に輕々に聽き流すの傾向はあるまいか聊か心配せらるる譯である、

利に敏きは餘り感心したことでないが、然し義に敏き丈は願くば我々人後に落ちたくないものである、古諺にも武士の子は誓の音に眼を醒まし、町人の子は算盤の音に眼を醒ますと云ふが、御互は斯道に於て今如何なる音に眼を醒ますべきかは、この局長閣下の大演説を承る時に故さら考慮する必要もないでないか、

局長閣下は一昨年来制度整理の結果として、既に發表せられたる事項並に將來發表せられんとする事項を演説せられ、後に左の通り言を繼かれたのであつた、

に時代の必要能力を以てし、智識も經驗も何も彼も時代後れの舊物は、悉く之を我守木尊とせず、只管謙虚益を求め、以て日進の新智識を攝取するの心掛あるを、斯くは云ふべきであらうと思ふ、然れば私の私心を捨て、公に献身することは、即ち義務の感に敏ならざれば出来ない所のものである、

故に局長閣下が熱烈なる憂道の精神より溢れて、爲されたる今回の大演説は、恐らくは我國監獄歴史の上に、一新紀元を劃するに至らしめんとこの御抱負の存せらるる、所、換言すれば形而下の革新に止らず、更に之より大にして且つ有効なる形而上の大改革を、是非共此の時代に遂行せねばならぬことを、深く御自身の使命と自覺せらるる、所より、止むに止まれず遂に爰に大演説となりて、相現はれたるものであらう、猶ほ別語を以て云へば、この大演説の如きは全く今日の時代が即ち、我局長閣下の口を透して語らしめたるものと云ふても

終りに仍ほ一つ此際に於ける監獄官の心得に就て卑見を申述べて置き度いと思ふ、此事柄は諸君の夙に着眼せらるる、所で私の注意は畢竟蛇足を添ふるに過ぎないのでありませうけれども、此事たる平素私が最も切に感じて居る所で、殊に今後監獄官が時勢の必要に應じて改革を實行せんとするには、先づ以て心懸けて居らねばならぬこと信じます……私が申し述べやうと存じますのは、我々は斷然慣習の束縛と先例の羈絆を打破して新生命を開き大に研究の風を盛んにして新智識を攝取せねばならぬと云ふ事柄であります、凡そ或る事業の改革を實行せんことは、先づ第一に是の慣習を一洗して新局面を開拓する覺悟がなくてはならぬのである、斯くの如く何事も改革と申すものは、先づ其の人の心が全く謙遜になりて、自分の不才不徳を眞實に自覺するより始まるものである、更らに別語を

以て云へば、總ての舊物を惜氣なく破壊して、而後ち新建説が始まることに能く、我々の心を留めたいものである、由來現在に安んずるは愚人の常であつて、智者たらんものは實に現在に満足せず、將來に望を置いて止まない精神を以て進むべきであらう、然るに今承るやうに動もすれば、我々は舊慣の奴隸となりて智者たるを得ず、愚者のことを敢てして貼然たるが常であるに思ひ到りては、自分ながら其の臍甲斐なきに呆れざるを得ない次第である、而かも猶ほ其の上にも小經驗を鼻にかけ、小智識を顔に飾りて、衆人廣座の中に傲然たる爲態を爲すが如きことあらば、當さに之れ鼻つまみ者として識者の擯斥を受ける外あるまいと思はれるのである、

語を換へて言へば、從來の慣習や先例を變更するに云ふ意味に外ならぬからである、夫れで舊慣を打破するの改革の第一義であることは誠に明かであるが、是は實際上非常の難事である

蓋し世の中に慣習は、力の強いものは少くない、古から慣習は、第二の天性を爲すとか、最も權威ある法律であるとか申しますが、眞に其通りである、

我々個人の動作が幼時よりの慣習に支配せられて居ると同様に、社會萬般の事が都て舊來よりの慣習に羈束せられて居る善い事でも、惡い事でも慣習に導かれて居るのである、

局長閣下の言、洵に能く事情を穿ち、真相を語り、人をして悉く首肯せしめざるはなく、説き得て更らに餘蘊なしと申さねばならぬが、扱て斯様に承はりて見れば、成程改革第一の要義は即ち舊慣打破であつて、既に打破と云ふからには之れ即ち新舊思想の戦闘である、そうして新が舊に打勝たねばならぬ譯で、其の間の惡戦苦闘に至つては決して尋常一様でない、所謂産みの苦みを経ねば、勝利は得られぬは勿論である、而して斯かる人即ち勝利を得たる人は、始めて能く時世と推移し、時

代の要求を充たし得る人である、故に之は凡庸の考へでは到底出來ないことは明かであつて、餘程の卓見と勇氣のある人でなければ、所詮駄目であること丈は、篤と考へ置く必要があらうと思ふ、世に俗吏根性と申す言葉がある、余輩は果して斯かる特殊の根性のあり得るや否を知らないが、若し夫れ只だ簿書堆裡に没頭して、事務とは單に帳面をのみ守派にし、外見上の整理のみ熱中し、其の以外何等の遠見創思もなく、從て大局よりの經綸目論見も爲さざるが如きは、洵に之れ凡庸の俗見とも云ふべく、且つは之れ實に長計大策の敵とも申すべきであらうか、若しも我々に未だ斯かる根性より脱する能はざるものありとせば、我々は行政革新の御趣旨に戻り、所謂改革の妨害物たることを懼れ、大に慎む所なくんばあらずと思ふのである、

又た我々監獄官は常に社會の偏隅に於て、罪人のみを相手とし、其の周圍は皆悉く拜跪者追従者を

以て満たさるるの實況なれば、不知不識尊大驕傲に陥り易く、若しも御山の大将我一人の氣前にも爲りたらんには、自然思想上にも又た人格上にも陋劣野卑の色彩を帯ぶる様にならざるを得ない、若し果して其の段に至れば、獨り己れの損失であるのみならず、實に今日の改革時代に於ける一大妨害物であることを、此の際深く覺醒し置くが當然ではあるまいか、(未完)

漫録他山の石(承明)

澹 處

○監房正坐と岡田式靜坐法

往年板垣伯爵が内務大臣として都下の一二監獄を巡閱せられし時坐作の業に就き居る受刑者が止坐せるを觀られ下級の民衆に對し日常自家に於ける習慣を破り正坐せしむるは酷にして強制するの要なしと訓諭せられしことありしと聞きしが其後明

治三十四五年の頃と思ふ伯爵が郷里高知に歸遊せられたる時余に對して又前年の所感を繰返され社會事情に背馳せる施設は好まじからざるのみならず生理上衛生上益することなしと論せられ監房に在つても成るべく安坐せしむるを可とする旨述べられたることあるを記憶せり衛生保健等に關するが如き更らに向上促進を要すべきものを除きては現實社會狀態上甚だしく懸隔せる施設方法を排斥するは余が持論の一なれば大に傾聽するに吝ならず希くは能ふ限り實地に應用せんとは年來の冀望なりし然るに小人閑居して不善を爲すの譬へに漏れず受刑者違令犯行の多く比較的勞働中にあらずして監房内にて起る實驗より觀るときは監房正坐は寧ろ監獄紀律上の本位として或る時間を限り安坐を許すは適當の所遇而已ならず縦令ひ犯則なしとするも行刑上の必要ありとせば好し彼等が習慣を破りても尙ほ其心術を矯正する點に於て必須の條件として之が習慣を犠牲とせざるべから

ざることを信するに至れり勿論工場に於て必要な正坐を強ゆるが如き今日にては恐らくあるべき善なく既に監房正坐をも全廢せし監獄ありと聞けり凡そ人は其心を正うせんとせば先づ其身を正うせるべからず箕踞して形體を怠情ならしめ心の散慢を防がんと欲す君子も猶ほ能くせざる所なり身端しき時は心自ら誠なり不善の動作外に息むときは善心内に生ずるの時なり禮記に曰く人の人たる所以のものは禮儀なり禮儀の始は容體を正うして顔色を齋へ辭令を順にするに在りと至言と謂ふべし然れども正坐は彼等に取りては一大苦痛なりとす苦痛なるが故に命令愈嚴にして監督者の目を偷まんとするもの倍多きを加ふ法令の禁遏が絶對を期し難きの理由實に茲に存す若夫れ彼等が樂んで之を守るの道ありとせば命令施行の上乗なる手段と謂はざるべからず之に由りて是を觀れば岡田式靜坐法は監房正坐を勵行するの最善手段なるを信

せずんばあるべからず余は先年監獄協會に於て二本博士の腹式呼吸の講演を聞き稍や心を動したるの一人なりし歸來屢々之を試みたるも由來頑健石の如き身は左程の効果を感じずして止みしが昨春突然病に罹りて再び岡田式靜坐法の實驗を想起し時々之を試むるに果して効驗あるを感ずるに至れり昨夏偶監獄官會議席上に於て戒護主任より建議あり試に一般受刑者に靜坐法を應用せしむることを決議したり蓋し戒護主任は數年前より自ら實行するのみならず曾て尾道分監長たりし時既に受刑者に實行せしめ多大の効果ありし事を證言せしに基因す爾來十數部の書籍を分監より取寄せ先づ健康狀態の異常なる者に貸與し實驗せしめたるに大に實効あるもの、如く察知せられ漸次に在監者全體に勸誘せしめしに現今にては全監靡然として風を爲し刑事被告人も好んで之を習ふの傾きを生じ曩日苦痛を感せし正坐も今日にては趣味と快樂を以て歡迎するの順境に達せしのみならず之が爲め

胃腸を調へ神經的憂鬱妄想を去り腦力を健全にし不眠症を治する等快感を訴へ感謝を表するもの踵を接して起るの狀況とはなれり如此きは獨り法規の妙用に止まらず是れ亦仁政の一ならず乎否歟左記感想録は提出者中自己が志想を發表するに足る文字なる者の記事にして一字一句も加除訂正せず原文の儘茲に附記して讀者の參考に供せんとす(已下次號)

「貧民制度並救濟事業」を讀む

本書は吾人嘗て之を世に介し下層民狀視察の資料に供したりき。爾來幾何もなく西歐に戰雲漲り今や終局の期し難きに際し。本邦の如きも亦商王界は勿論各種の事業擧げ閉塞して通せず勞働者の飢餓に泣く者日に其數を加へんとす。蓋早きに及んで之れが救濟の策を講

せずんば夫れ將た刑政の危機を如何。本書の如き其用益廣きものあるや必せり矣。茲に急遽蕪稿を刪補して敢て會員各位と共に講明する所あらんとす夫れ或は祭肉を以て咎むるなくんば幸甚

乙卯春日 於監獄協會編輯部 革聲識

協會子本書を世に薦むるの始めに當り紙端に宛して曰く著者は多年意を社會救濟事業の研究に潜め歐米諸名家の著書を參酌して本書を編述す。本邦未だ救濟事業に關する著書に乏しき此際必ずや讀者を裨益する所尠からざるべしと。簡約にして克く其要を得たりと謂ふべし。蓋人類生存の意義たる固より徒爾ならずして皆其所を得將た其生を遂ぐべきは必然の情態たらすんばあらず。然れども世漸く古く人漸く多きを致すや其間に所謂優勝劣敗の原則を免かれずして。茲に適者生存の準律を現出するは理勢自然にして複雑煩難なる浮世の常態として亦如何ともする能はざるの嘆聲なりと

す。見よ人情澆薄に趣き世道漸く頹敗せるの結果。私利に營々として他人の急を顧みるものなく甚しきは父子兄弟猶ほ利の爲めに相争て其の慾を公庭に論駁するものあるを。嗚呼道義廢れ人心圯壞せるの太甚しきに非ずや

今や立憲治下に於ける國家社會の組織構成に對する行政的各般の制度より一事一業の末に至るまで。之れが運用の機關を具有せざるなく即ち綱舉り目張るの偉觀を呈するは誠に我が帝國の實況に非ずや。否な其の不完備なる者は銳意熱心莽りに其の充實を期待しつゝあるは上下一致熱誠の灌く所眞に隆々の運命を拓進して息まざるものあり。然れども彼の貧民制度と云へ將た之れが救濟事業に至ては猶ほ太だ遅々たるの感あるは勿論。進んで實際の狀況を目睹するときには慨然として國家の前途に鑑み轉た浩嘆嗟嗟の情に勝へざるものあり。

本書は實に廣中學士が時勢に慨する細心の著述に

して。其の自序に云へるが如く専ら獨逸を中心とし歐洲諸國を之れに加へ貧民制度並に救濟事業を觀察せられたるものにして。所説の穩健なる援證の精核なる一片憂世恤民の至情は靄然として紙幅に迸るの概なくんばあらず。蓋し吾人は刻下に於ける我が社會狀態より推察して其の要望に應せる最も有用の編述たるを疑はざるものなり。而して其の第一編を第一款乃至五款に分ち救濟事業の沿革より貧民救濟に關する十大律を曲述して總論となし。第二編は各論にして第六款より十四款に及び章を分つこと四とす以下第三編は其の結論にして諄々然として人を導き世を規するの言辭は寔に冷冽無情なる社會を差殺せしめて卒讀に勝へざらしむるものあり。嗚呼我が國民たる者此書に對して猛然自省する所なくして可ならんや著者が其の第四款寺院の並に個人的貧民救助(四二頁)なる題下に世人が屢ば疑問として提出するは公共的貧民救助と個人的貧民救助(廣き意義に於て寺院的貧

民救助を包含す)とを統合し若しくは分離するもの、何たるやに在り。英國人デキバイン氏は之を以て法則と愛情との二大因子に歸し茲に適切なる答案を附せり。曰く「法則を伴はざる愛情は放縱にして且つ薄弱なるべく愛情を伴はざる法則は嚴肅にして且つ冷酷なるべく故に交互提携して音調相和するが如き關係を保たざるべからず」と蓋し至言と謂ふべしと贊稱せられたるは吾人も亦大に其の微旨に嘆服するは勿論。居常の職責たる獄務研覈の上に於て深く味ふべきを認識するものたり。著者は亦其の次行以下に於て寺院的貧民救助の特徴として稱贊すべきもの二あり一は信者が神意を承け牧師を介して任意に貧民に惠救せんとする赤心の流露にして到底國家の命令の能くすべき所に非ざること。一は教徒が人道の羽衣に依て貧民に接近するの輕妙なる到底彼等の世界觀彼等の心裏界を解せざる者の企て及ばざる所なることは相須て寺院的貧民救助の二大異彩と謂ふべしと論斷せ

られたるは何人も異議なき所にして。以下新教派基督教徒の慈善事業は其の救世的使命たるを立論しホルン救濟院を引例し亶々として本款關係事業を繰述し大に該博精到を極めて餘蘊なきに近し。蓋し本項は救濟的事业中最も切要至大の關係ある所にして幾千百の救濟機關具備するも個人的救濟思想にして其發動する所微弱なりせば竟に其の効果を收むること能はざるは。著者が其の掉尾の椽毫を馳せて就中吾人が最も重きを措けるは個人的救濟事業にして其の實績に於て遙に公共的救濟事業に優さるものあるは世人の理解し且つ承認する所たるべしと喝破せられたるに徴するも畧ぼ其の全豹を窺ふに足らん歟。

著者は亦其の各論中第一章貧窮の原因竝に其の豫防第七款無職業の題下に於て(七二七三)免囚保護の件に關し細論せられたり。實に免囚保護の事業たる其の第一項に於て犯罪の豫防は獨り免囚保護に限らず。世の在らゆる社會的救濟事業一とし

て之に牽聯せざるものなかるべしと説破したるが如く人の窮するや其の恒心なき者は直ちに自暴自棄して鼠竊盜攘至らざるなし。況んや刑餘敗殘の人たるをや社會は之を保護し自立の道を授くるに非ずんば畢竟其の收容加護する所は其の滿刑釋放する所の者より必ずや比率の増大するを見るに過ぎざらんとす。書中千七百九十七年普國主務大臣の發せる訓令を載す曰く「改悛の見込ある犯罪者の遷善は免囚の自活を扶助すべき生業と資力を與へ懇切に之れを指導すべき適當の設備を施すに非ざれば如何なる金科玉條も到底其の効を全ふすること能はざるべし」と。由來這般の語句は我國にも幾回か反覆唱道せられたる結果世の經世的眼識ある者は憤然として茲に猛省する所あり。最近十年間に於ける免囚保護事業は較や其の進捗の跡あるを認むるに難からずとするも。一般的に觀察するときは猶ほ倍大の力を努して斯業の發達を企圖し以て其の基礎の牢たるを望まざるべからず。

輒近に於ける世の學者論究中には政治法律其の他農商工藝又は社會的事相及び傳奇小説等を編著するに當り。専ら時好に投じ一時的流行を逐ふの浮華輕薄なる筆を弄するが如き感あるは或は空疎隆盛の象徴として喜ぶべきが如きも。其の反面には醜劣唾棄すべき潜勢力を醜釀せしめつゝあるは争ふべからざるの現勢なりとす。獨り著者は其の撰を異にし或は陋巷の貧民が激隘寂寞の狀を模し或は糜財蕩産の人を描し或は乞丐浮浪者の境遇を曲寫し又は怙恃なき幼年の真相を語る等。凡そ社會の劣敗者に就き或る一角よりは絶對的に無趣味視せらるゝ事項を條次し分類して最も摯實渾厚なる手筆を驅られしは深く推服に勝へざる所とす。想ふに世を醒まし俗を諭すの道に於て與て大に力あるや必せり矣。吾人は劇務の餘暇を以て一瞥の榮を得たるに過ぎざるのみ更らに覆瓿玩味して他日著者の高教を仰ぐあらんとす借妄多罪

寄書

犯罪と迷信

大阪 鈴木監獄醫

本編は A. Hellwig, Verbrechen und Abri-
laube を抄譯せしものなり

吾々が文化の進みし、この二十世紀に於て、迷信と犯罪との間に、如何なる關係があるかを早く知るには、先づ、犯罪とは何ぞ、迷信とは如何なるものなるかと言ふことを。明かにせねばならぬ。犯罪の定義を求むるのは。左程困難でない。即ち。現今廣く用ふる定義によれば、『犯罪とは國家がそれにして刑罰に處す可しと。定めたる各々の不法行為をすべて言ふ。』實地經驗上より。吾々は。茲に、注意せねばならぬことは、同じく迷信と一言にいふ内には。犯罪の動機とはならずして。純

粹の犯罪的迷信 ein reiner Verbrechen-berglaube がある。即ちその迷信なるものが、犯罪の原因とはならず、却つてその迷信そのものが既に犯罪であることが多くあることを忘れてはならぬ。

迷信といふもの、領分を限定することは、犯罪の意義を定むることよりも、更に一層の困難を感ずるところで、既に多くの學者等が迷信の定義を下すことに、甚だ努力したが、満足なる結果を得ることは出来なかつた。

迷信なるものは、一面にありては、宗教上の信仰に反対し、他方では、又、學問に反対である。「キリスト」教信者にとりては、他宗の信仰は、すべて迷信と見做さねばならぬ。故に、迷信の特徴は、非「キリスト」教的の異教の原理であるとすれば、可なるが如きも、この立脚點は、決して絶対的に正當なるものでないことは、明かである。即ち民俗學及び科學に基ける近世立脚點から考ふれば、「キリスト」教義必ずしも絶対的の眞理でなく、

てそれが迷信であると見做さるゝ様になつたものが澤山ある、例へば古代に勢力を有して、大に世の中に、持て囃されて居つた。彼の占星術 Astrologie とか、鍊金術 Alchimie 或は又手相術 Chiromantie の如きは即ちこの類である。故に迷信を目して、立派な學問であるとした時代もあつたのであるが、茲に興味のあることは、現今多少大なる社會的階級に於ても、古來の迷信が残つてゐるばかりでなく、多くの迷信が新に出來たものもある。殊に魔法の杖 Wünschelrute が暗しく持て囃されたこともあまり昔のことではない。その他、近世の穩秘學 Modernes Okkultismus. には、鬼神が憑くこと Besessenheit von Dämonen. 幽霊 Gespenster/erscheinungen. 魔女 Hexen 吸血鬼 Vampirism 等が、實際あらはるゝと言ふことを、盛んに唱えて居る。更に一層面白いことは、元來神秘的の考を好望する無智の人々が、かくの如き思想を保護するだけでなく、科學及び醫學を學んで、初め

ヨシ假りにこれを眞理として置いて、同じく「キリスト」教にても、新教派 Protestant は「カトリック」教派 katholische Kirche に屬する全く多くのものを、目して迷信と考へてゐる。殊に甚しきは、全く同一の教派の中でも、互に相反對せる考へがある。例へば妖精 Feen が人間の狀態に作用を及ぼすとか、惡魔 Satan の力で病氣が起るとか。或は「魔が憑く」 Besessen sein とか。言ふ様なことは、「カト、リック」教では、殆んど皆が信じて居るし、新教派のものも大部分これを信用してゐる。然し一見識ある宗教家は、往々是れに反對を唱えてゐる。かくの如く種々の點より見て、宗教的立脚點が迷信と正信とを區別する確實なる特徴を決つして、與へぬことが、知れる。然しながら、實際又、迷信と學問との間の境界點を確かに定むることは、出來ぬもので、近世の民俗心理によつて見るも、前世紀には、科學の眞理であると思はれてあつたことが、近來になつて、却

は永らくの間、是れに烈しく反對して居つた人で、甚しきは名高き科學の大家でも、現今の科學から見れば迷信であるとせられてゐる。かくの如き理論に賛成した人さへもあつた。

然し現今神秘的のものとして、一笑に附し去られてゐる、是等の思想の内には、實際眞理の種子を含んでゐるかも知れぬ、暗示 Suggestion と催眠術 Hypnotismus. との歴史を繕けば、昔の名高き科學の大家が、往々誤れる考を有して居つたことが知れる。大體この催眠術の現象とその効能は科學者からは、十數年前には、詐欺であると言はれて居つたが、現今は汎くその作用を信じられてゐる。彼の有名なる科學者クラドニー Chladni 氏は、今から殆んど百年前(千八百十九年)に、隕石 Meteorstones が實際あるといふことを、記載して、愚物だと嘲笑せられたけれども、現今では、隕石の起源に就ては、小學生でも信じてゐる。

前述の如き理由で、吾々は次に示す如き結論を

得る、即ち。迷信と言ふものは。常に固定して變化はない内容は有せず。寧ろ比較上の意味を有してゐるので、場所と時とで差異がある。又個人個人によつても變遷するものである。故に吾々は現今の勢力ある科學が迷信と見做すことを迷信と言はねばならぬ即ち現今の科學を標準とせねばならぬ。よつて宗教的經典をも迷信と言ふことが出来る。その他近世の隱秘學は科學的の試験もされずして、默認せられてゐるが、是も又等しく迷信とせねばならぬ。

以上の事で吾々の目的のためには、迷信の定義は。十分満足なものである。

迷信的の事柄を信用せぬ人でも。矢張り、迷信的の所業をなしてゐるのは確かである。即ち面白半分に占トをしたり、Kartenschlagen Zinn Scheze 大晦日の夜に未來のことを豫言するために鉛を投げる Blü, gessen in Silvesternacht 事などはこの類である。然しながら是等は論ずる價值がないけれども、

至りては此の魔術の信仰は。更に穩秘學者の手によつて復活し。有名なる降神信者の *piritisten* は。此の信仰を公然に、而かも眞面目に、辯護し且つ研究してゐる。

獨逸にては今より百五十年前(一七五九年)ランズフート Landshuth に於て最後の魔法使として火刑に處せられたものがあり、スイツルにては、アンナ、ゲルディー Anna Goldi なるものが、一七八二年に此の最後の犠牲者となり、南米共和國にては、十數年前にさへ此の罪名の下に火刑に處せられたものがある。

一八七四年五月七日にメキシコのサン・ユアン・デ・ヤゴポ San Juan de Jacobo 市に於て一男子とその母とが共に生きながら焼かれた。

ヨーロッパでも此の種の審問を往々見るが。今では此の魔法使が被告とならずして、寧ろその魔法の犠牲者が被告となつてゐる。

然らば如何なる者を指して、魔法使と見做すかと

多くの疾病治療法及び犯罪に於ては迷信が。特別に著しき意義を有するもので、ある。

故に犯罪的迷信に就て詳細に述ぶることとする。

魔術

魔女 Hexen の魔法使 Nudkoper (即ち非常に不可思議なる力を以つて生れ。善惡共に。並外れの事を仕遂げることが出来る人間) が此の世の中にあるといふことを信するのは、人類の原始的思想の一つで。この考は。最も開けぬ民俗、太古及び中古に多く見るのみでなく、二十世紀の今日でも尙、全くその跡が絶えて居らぬ。

未開の民は魔女、魔法使を或は恐怖し、或は是れを尊崇してゐる。即ち彼れ等の助力で。盜難を豫知し。或はそれを發見し、又は財産上の利益を得ては。是を尊敬し、病氣、死亡、不作等の不祥事が彼れ等の力によつて起るものとしては。是を恐れてゐる。彼の「バイブル」の中にも。往々此の魔法使の事が記載せられ。且つ信じられてゐるが。今世に

言ふに、魔術使と思はれるのは、殆んど全く、其の容貌の醜き老女である、ヘルツェゴヴィナでは魔法者は凡そ、少くともウスキ髷があつて、その兩方の眉毛の間は甚だ狭くその目は濁つて居り且つ凹んでゐる、ダルマツィアでは魔女は瘡せた白髪の老女で其の顔は上方に向つて弓形に曲つて、その鼻は尖つて長く、目は凹んで。顔は骨ばつてると信じられ。ジーンブルグ人の信するところでは、皺だらけでその下唇は下垂してゐるものとし、スタイエルマルクでは鬼術使は斜視眼であるか或はその上に尙ほ兩方の眉毛が一緒になつて生えてゐるものとしてゐる。

譯者言ふ。日本に於ても。西洋人の所謂魔女或は魔法使ひとは少しく。其の趣きを異にせるも。畧ばこれに類似せる彼の稻荷降者は一般に、容貌の醜い、一種異様の顔付きをなせる薄汚い老婆が重であるところを見るに古今東西を問はず魔と言ふものは一般に女で、殊に

老いさらばえたる婆々に密接な關係があるものと思はれる。(未完)

監獄衛生雜感(其十三)

金澤 貧 樂 生

○獨逸に於ける感化保護事業の發達 獨逸國に於ては感化保護事業最近著しき進歩を遂げ其設備の完全なるは實に羨望に堪へず竊て我國に於ける該施設の不十分なるを顧みれば遺憾之に過ぎざるものあり抑感化保護事業は始め僧侶教育家及び慈善家等が主として其經營を創始せしは何れの國を問はず比々然りと雖も現今の如く精神病學の進歩せる時に當りて醫學の干渉を無視し該事業を營むは殆ど無意味の事にして殊に我國に於ては醫師の關係せる該設備に缺くる所甚だ大なるを見る

獨逸國ミュンヘン市は山間の一都市にして「クループ」病脊髄後癱症及び「クレチニスムス」の多きに於ける設備の如きは近世的施設及び組織の完全せる點に於て獨逸に冠たる所なり現今に於ては百七十有餘の専門的施設及び六十乃至七十個の兼業的保護院を有し之に保護を受ける者實に三千六百餘人におよぶと云ふ然も其當初今より六十年前を顧みれば僅に南獨アルベン地方にクレチン病者收容の目的にて僅々一二の私設の小療養所の創設せられたるあるに過ぎざりき其進運の大なる察するに足るべし

感化事業の初期に於ては斯くの如き不具者を救助し之を教育し治療して其生命を完ふせしむるにありたりしが數十年の歲月は其效果の殆んど空しきことを經驗せしかば現今は寧ろ之を保護し看護して其生を了らしむるのみの方針に出て其主義は全く一變するに至れり即ち(一)教育し得るもの(二)教育し得ざるもの(三)教育も効なき病者にして只管保護を要するもの、三種に分ち(一)の者は補助學校補助學級を設立して特殊教育を施し(二)は教

を以て有名なる所なり由來アルプス地方は二個の名物を有す其一は白皚々たる千古の雪にして他は憐むべき「クレチニスムス」(屈列陳病)に「アルベン地方病」なりとせらるイッセルン氏は嘗て南獨逸の「クレチニスムス」は獨り「アルペン山の名物たるのみならず一面世界的意義を有す即ち世界の感化保護事業の發達の發端は實に之に由來せるものなればなりと語れり即ち保護事業は一八一六年グッケンモース氏が自己財産を賭し奧國サルツブルグの山間の町に「クレチン」病者を集めて之を保護せしに始まりしが數年の後同氏の經營は財政困難のため閉鎖の已むなきに至れり然ども一面之は獨逸國に於ける該事業の發芽したる時にして程なくハーゼルワング氏及び政府の主宰する保護院南獨シュンツワルドに設立せられ以て各地方に續々其經營を見るに至り現今に於ては其設備ニ殆ど缺くる所なきが如し就中ライプチヒ附近のメツケルン、フリーベルツスブルヒ及びヂムニツ、の三市

育の效果なく其を放任することは世を害する恐あるを以て白痴院を設けて之を保護せり(三)の者に對しては特殊の保護治療院の施設を計畫せり此等の低能兒、不良少年及び病的傾向を有するものを保護する場所は學校に非ず監獄に非ず寧ろ病院たるを以て理想とす斯くの如き人間は従前は病者に非ずとせられしも精神病學の進歩は低能兒及び白痴等は殆んど凡て病者なりと認めらるゝに至りしを以て之を保護し監督する所は宜しく病院的施設を有し専門醫家の監督を要すべきは勿論なり

上述の三都市に於ける保護院の如きは全く病院と同じ構造を有し空氣の流通、光線の射入其他萬般の設備に十分なる注意を拂へり獨逸にても此の三都市以外に於てはマルハイムフランクフルド等の純補助學校は別として設備は未だ十分完全たる能はずして醫師の趣味を有して之に従事するもの少なし吾國に於ては殊に此の點に欠くる所大なりと云ふべし

獨逸國に於ける低能兒は學齡兒童(百萬人)に一、五乃至二、〇%即ち凡そ十五六人を算し此中教育不可能の者は約五%を占む之等を凡て收容するたに龍大なる設備を要するは明かなり尙教育可能なりや否やを認定する觀察所補助學校教員に醫學の智識を與ふる講習會等の設けありて盛に該事業の發達を期せんとせり我國にては低能兒及び不良少年の處置は一に警官にのみ委任せられ之を保護するに所なく又醫師の之に關係するものなきは甚だ遺憾なり今後の發展を望むや切なり(彩江董)



○群馬縣聯合佛教會落成式

前橋監獄報

△式の順序 群馬縣管内各免因保護會の聯合組織に係る群馬縣聯合佛教會の事務所並免因者收容所は昨年十一月末竣工し爾來夫々設備中の處今回全部完備を告げたるに依り去る二月十三日前橋市赤城館に於て之れが落成式を舉行せり、當日は特に司法省より眞木監獄事務官並に輔成會より松隈主事の臨席あり、又來賓として群馬縣知事、内務部長、前橋地方裁判所長、同檢事正、群馬縣警察部長、判檢事、典獄、市長を始め縣高等官、辯護士、貴族院議員、前代議士、縣會議員、市會議員、監獄職員、各保護會役員、町村長、各會社重役、新聞記者等縣下の要路者無慮四百餘名來集せり、來

賓に對しては茶菓の饗應あり、午後一時第一振鈴に依り席定まるや本會常務理事佐田仙馨氏は挨拶を兼ね工事の報告を爲し、次に輔成會代表者松隈主事より祝辭を兼ね本會に對する希望を述べられ、次に三宅知事、落合檢事正、渡邊典獄の祝詞あり終て眞木監獄事務官の講演に移れり

△工事の概要 本會の事務所並に收容所新築の議の起りしは大正二年の春なりし、同年は 今上陛下即位の大典を行はせらるゝ年柄なりしを以て本會恰好の紀念事業として二月評議員會に於て建築することに定りたるに依り建築委員に擧げられたる佐田、大瀧、鶴牧、峰岸の各理事は直に準備に着手したりしが敷地の選定に非常なる困難を招き、窮餘前橋監獄附屬地たる利根橋畔の一隅は民家に接し又監獄に遠からずして極めて適當の土地ありしを以て事情を訴へ前橋監獄を経て司法省より無償借用することゝなれり、建物は總て渡邊典獄の設計にして建築工事の全部を監獄に委託したるも

のなり愈々建築の工を起せしは大正三年八月二十日、全部竣工したるは同年十一月二十二日、此建坪は三十七坪七合五勺、總二階建にして間敷は十二疊の講話又は會議室、八疊の事務室、六疊の監理者居室、二疊の茶室、四疊半の被保護者居室八室、其外炊場物置井戸便所等あり、之に要せし費用は金一千十圓四十錢建築材料費金百四拾五圓六十錢同工賃金二百五十圓設備費並雜費、合計一千四百六圓なり

△講演の一端 眞木事務官講演の一端を擧ぐれば、同官は先づ保護事業の性質及び其實行の至難なることを冒頭に置かれ、社會の免因保護に對する觀念に付事例を擧げて説明せられ、轉じて犯罪論に言及せられ、曰く犯人は必ずしも惡むべき又忌むべきにあらず、宜く其犯罪動機に付研究するを要す云々、而して犯罪原因を個人的及社會的の二方面より説明せられ、其原因を究めずして免因保護に冷淡なるは之れ同情なく又研究心なきの致

す所なりと警告せられ、更に進んで免因保護の實を擧げ再犯を防遏するは常に人道に缺くべからざる事項たるのみならず國家經濟上默過すべからざる問題なりとて、國家社會が犯罪の爲めに蒙る損害を詳密なる數字に付懇切説明を加へられ且つ曰く、國家は斯の如き多額なる經費を犯罪者の爲め投しつゝあれば、免因者を保護するとは一見免因者其者を收濟するが如き観なきにあらざるも、其半面に於て國家の負擔を減少し社會の安寧を維持する所の自衛策にして共同生存を忽諸に付し去るべからざる大問題なりとて斯業の緊要なる理由を各方面より論究せられ聽者に頗る感動を與へらる。夫れより歐米文明國の免因保護事業の實況に付詳述せられ大に當事者の反省と事業の發達に激勵を加へられ進んで、我國の免因保護事業の實況に及ばされ、即ち英照皇太后崩御の當時は全國を通じて僅十一ヶ所の保護會を有するに過ぎざりしこと、然るに 明治天皇崩御の後恩赦に關する詔

書を煥發せられ其必要に迫られたる爲め一時に勃興し又昨年 昭憲皇太后崩御後、減刑令發布に際し愈々其發達を見、今や二百七十二ヶ所の多數に及びたること並に其内容の充實に就ては一段の奮勵を要すと督勵を加へられ、更に又世界の犯罪趨勢に就て述べらる、曰く人動もすれば我國を目して犯罪の一等國なりと稱す、之れ皮相の觀にして我國には犯罪豫防に關する補助機關の充分ならざるの致す所なり、現今文明諸國に於ては感化救濟事業頗る發達し不良少年、浮浪者、老者、幼者、不具者、鰥寡孤獨を收容救濟すべき設備完成し居れり、即ち競ふて犯罪を未然に防遏することに汲々たり、從て英國の如きは在監者の數一萬一二千たるに過ぎざるに反し我國は昨年末の調査に依れば五萬六七千に達するものなり、然れども犯罪者の數は彼に比し夥多なりと云ふこと能はずして補助機關なきが爲め犯罪者は悉く監獄に收容するに依る、故に彼は此意味に於て出獄後に於て保護を加

ふるよりも寧ろ犯罪豫防に重きを置くの實況なり云々、次で我國に於ける犯罪の趨勢及び幼年犯罪と青年犯罪との比較、就中群馬縣の犯罪者と他府縣の犯罪者との比較に付數を擧げて其關係事由に付詳細なる説明を加へられ、尙又保護會に收容すべき者は保護の目的を達し得べき者たるを要す、保護の効果なしと認めたる者も尙之を收容せざるべからずと思惟するが如きは大なる誤なり、免因者の精神を矯正するが如きは直接保護の目的にあらず宜く職業を授け彼等をして自營自活せしむるに注意せよ一人を救はんとして數人を犠牲に供すること勿れ云々と保護當事者に注意を與へられ、夫れより歐米諸國に於ける保護成績を示され一人の免因者を良民に復歸せしむるは至難の業にして深厚なる同情と多大なる努力を要すること、及び我國に於ても保護事業の普及發達するに従ひ收容所の必要なに至るべしとて、舊來工場制度より寄食制度及び間接保護制度に發達したる徑路に付

順序的に示され、我國に於ては事務費の僅少なこと、保護主管者は常に監獄に出入し囚人を鑑別するの明を有すること、主管者其人を得るに依て始めて事業の目的を遂行し得ること並に聯合保護會の性質に付示され、又外國に於ては免因者を保護するは其宗派に屬する者に限るも我國に於ては異宗他派を擇ばず誠心之を引受け保護するは誠に美事にして寧ろ外人の怪む所なるべし各位は宜しく協同一致して其目的を達せられたし、既に完全なる事務所並收容所は落成を告げたり、去れば此新築建物をして有利に應用して當縣の保護事業をして益々發展せしめ全國の好模範たらしめんことを切望す云々と……熱誠なる此講演、二時間に垂んとするも聽者は熱心に之を謹聽し頗る感動したる實況なりし、午後四時二十分講演終り、次で佐田常務理事の挨拶に依り式は全く閉ぢたり
△懇話會 同日午後六時より眞木事務官及松隈主事を招待して懇話會を開催せり、會場は式場たり

し赤城館を以て充てり、來會者は知事、裁判所長、檢事正、内務部長、警察部長、市長、判檢事を始め辯護士、公證人、各保護會役員、監獄職員等八十餘名、中には遠く高崎、桐生等より來れるあり、爲めに同館大廣間も狹隘を告ぐるに至れり、席定まるや渡邊典獄より開會の趣旨を述べられ、次で眞本事務官及び松隈主事より挨拶あり又星徹定氏は保護會を代表して謝辭を述べらる、夫れより主客互に懇話を交へ閉會したるは午後九時にして近來見ざる盛況なりし

○熊本縣下に於ける郷黨保護の狀況

當熊本縣には從來直接保護機關として明治三十五年八月創立に係る肥後慈惠會感化部保護場の設けありしが間接保護の機關たる郷黨保護の設備なきを遺憾とし去る大正二年三月先づ之れが本部を熊本市に置き熊本自營協會と稱し縣知事を總裁に檢

事正を會長に典獄其他斯業に密接の關係ある官民有志を顧問とし宗教家を以て直接保護の任に該らしめ縣下間接保護機關の充實と之れが統一を目的として銳意各郡市の支部設立を企畫せし結果今や縣下各地相踵て支部成立を見るに至りたるは之れ全く時運の然らしむる所なりと雖ども又た以て本部各役員の斡旋且つは各地宗教家並に官民同志家の熱誠なる盡力とに因るものにして縣下一市十二郡に於ける各支部の完成を告げ所期の目的を達成したるは國家社會の爲め最も欣喜に堪へざる所なりとす而して各支部組織の内容は各宗寺院住職之れが中心となり互撰に依り支部長を定め理事保護委員長及保護委員を置き保護委員は各寺院住職之れに該り各受持區域を定めて直接保護の任務に従事す顧問は區裁判所所在地は判檢事及郡長警察署長に相談役は縣郡會議員各町村長小學校長及有志家を以てし基本資金は會員又は一般寄附を募集して事業を經營し其組織極めて鞏固にして本部と聯

絡氣脈を通し斯業の目的効果を收めんが爲め本支部各役員の奮勵努力真に見るべきものあるの現状なり
如上郷黨保護機關の完成は將來本縣下に於ける斯業の活動實驗上期待すべきものありと信す

○三次同仁會事業講演會と支部長會議

當地方免因保護會の設立尠からずと雖も未だ一般地方人の該事業に對する思想は極めて幼稚にして完全なる域に達するものなきは甚だ遺憾とする所なり此に於て我三次同仁會主催となりて二月二十日二十一日夜は三次町劇場大西座に於て同二十一日夜は原村同辨天座に於て該事業思想普及の目的を以て講演會を開催し初日は田中三次區裁判所判事第二日は秋山三次分監長第三日は岡田三次區裁判所監督判事及び今村同所檢事より各免因保護事業の必要なる所以を實驗より得たる學理に基き熱

心剴切に詳論せられ聽講者に多大の感動を與へたり
尙之れが餘興として薩摩、筑前琵琶の演奏尺八、琴、三味線、胡弓の合奏其外數番あり之れ等總ての設備に至りては當地の新聞記者團三次町原村の青年會員及婦人會員各有志の援助に依りて遺憾なく行はれ入場者は各一千五六百名に達し山間の小邑としては稀れなる盛況を呈したり

之れに依りて地方人の免因保護事業に對する思想の漸く認めらるゝは實に喜ぶべき現象と謂ふべし尙二十一日は午前九時より各支部長會議を開催し秋山分監長は保護の方法要點其他事業に關する重要事項の懇諭ありて共に共通的活動方法の協定をなし午後三時一同和氣藹々宴に散會せり

○南多摩郡佛教會發會式

昨年四月已來免因保護及感化救済を目的として創立準備中なりし同會は昨年末郡内二百有餘箇寺及

尙當日午前十時分監獄は教諭師以下職員數名及在監者總代を率ひて分監墓地に參向し香華を供へ又川越町各宗寺院十二ヶ寺の僧侶十七名は同時刻墓前に於て弔文を朗讀し鄭重なる讀經燒香ありたり當日分監長の朗讀したる弔文は左の如し

甲文

維時大正四年二月二十一日明治二十年以降大正元年に至る當分監在監死亡者八十有一名の遺骨を收め茲に其道甲の法會を執行す夫れ人誰か死なからん而も人倫の大道を認り法規を逸して一身を罪科に投し囹圄の病裡に千載の恨を吞んで殫る人生の不幸何物か之に過きん汝等在世の行爲を追憶すれば其罪や實に惡むへし然りと雖も其病むや骨肉の之に待するなく親族の之を慰するなし其歸るや一掬の水一桑の花春風の以て幽魂を弔ふものなし星霜徒に移りて只悲風の老樹に訴ふるあるのみ誰か一片同情の涙なきを得んや官は死後其罪を追窮せず茲に合葬の式を舉げ佛前を莊嚴にして讀經燒香汝等の冥福を祈るに是れ聖恩の枯骨に及ぶ所死して此法縁に遇ふ亡靈夫れ宜しく瞑すへきなり聊か微衷を述へて弔意を表す

大正四年二月二十一日

浦和監獄川越分監長

典監補正八位 長谷場 圭介

●受刑者の自殺

三池監獄在監受刑者竊盜詐欺取財累犯懲

役九年岡山縣上道郡芳野村大森多次郎は二月十日夜業相當に付當時三池炭礦宮之原坑口に引率し外十一名と共に堅坑昇降機に搭乘せしめ坑底に降下の途中午後五時三十分該昇降機より躍出し身體は昇降機の懸架に觸れ却死せり死因は厭世の結果なり

●刑事被告人の逃走 名古屋監獄竊盜刑事被告人愛知縣知多郡阿久比村棚野清右衛門は二月六日午後二時四十分頃入監せるに付事務宿直員に於て收監手續中看守の隙に乘し調所より所持品を携帶し第一通門(表門)看守の不意に乘し門外に駛走したるに依り所在搜索申翌七日午前十時三十分頃監獄を距る凡そ八里位なる本籍地被告宅内に潛伏し居るを逮捕せり

●刑事被告人の逃走未遂 神戸監獄竊盜刑事被告人神戸市山手通二丁目小西小三郎同件兵庫縣加東郡市塚村田中孫市同件京都府與謝郡宮津町平井彌藏同件兵庫縣川邊尼ヶ崎町富島松太郎の五名に二月四日午前四時二十分同房者の事とて共謀破獄を企て拘留第七監第三房裏面水流し場接續する格子の根本腐朽箇所處に修繕を加へ約一尺繼木の分あるを感知し根本を押開きて其上部の御手より取外し尙外部より打付けある横板を毀壞し先頭の小西小三郎居房を脱出し同房者四名の帯を結び付け其繩に縋ルルの腰巻を結び付け水に没して棟瓦棚に投げ掛け踰越せんとせる折拘留監獄内巡回看守に於て之を發見し直ちに取押へたり

●俘虜の收監 熊本俘虜收容所に於ける俘虜四名は祖國の危難に應ずるの意思を以て共謀の末熊本市の西方海岸より漁舟に乗

じ先づ上海に航し歸國せんが爲め逃走し途中休頓中巡查に逮捕せられ陸軍海反監獄の囑託により本月一日熊本監獄京町出所所に拘禁せられたるが去る六日第六師管軍法會議に於て三名は禁錮一年一名は禁錮十月に處斷せられたるを以て引續き京町出張所に於て其刑の執行中なり其状況を見るに道かに規律本位の獨逸軍人として命令に服従し起居動作等端正にして克く賦則を遵守し監獄の取扱に付ては常に感謝の意を表し判決後は何れも作業を請願する等極めて謹慎の状あり

●長崎監獄休職典監補田川次郎氏は二月六日死

亡せり
●中村典獄の談 凍傷治療の方法として其傷部へ青葉の葉二三枚を重ねて之を當て置くときは初期の輕きものは一夜位にして治癒し若し重症なれば葉葉を取替へ貼付し二三日間を過ぐすときは不思議に全治する由右は同監典獄の直話なり

●監獄の出張所に關する物品購入決定の方 監獄の出張所に於て物品の購入を要するときは豫め典獄の決定を受けるに及ばず實際購買を了したる後監獄會計事務章程第八十三條に基く物品取得報告(取得年月日をも記載するを要す)を以て命令を受けて購入決定を得たるものと看做す

ことを得るものとす蓋し右方法も亦監獄會計事務章程第十條に物品の賣買に付ては典獄之を決定すべしとあるの規定の趣旨に反せざればなりと

●未登記官有財産の登記 官有財産簿に登記なかりし官有財産を發見したる場合例へば分監又は出張所に於ける溝橋、井戸の類を官有財産簿に登記なかりしことを發見したるときは相當價額を付し登記の手續を爲し然るべきものとす

●官報、法令全書代と明細書 債主の請求を俟たず仕拂命令官に於て明細書を作成し仕拂の手續を爲すことを得べき經費に付ては監獄會計事務章程第四十四條に規定あれども右の中には官報、法令全書代に付ては掲載なし然れども此規定に準し差支なき趣旨なりとす以上三件は司法省會計課員の談なり

○司法省監獄公文

領置貨物取扱方ノ件

(甲號)發松領第一三八號(大正四年二月十日) 松山監獄典獄長會合)
 豫審中ニ係ル詐欺刑事被告人白石靜夫ニ對シ今般 松山地方裁判所檢事ヨリ處分上必要ノ旨ヲ以テ所 持金並ニ有價物回送方照會ニ接シ候處右ハ家人ニ 下附ノ處アルモノト認ラレ候義ト被存候此取扱 方ニ就テハ明治三十九年七月福井監獄照會ニ對ス ル獄務課長ノ回答同年八月監丙第六六九號モ有之 候得共聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相 煩度此段及御照會候也

追テ同人ハ元松山瓦斯株式會社技師ニシテ現今 大阪市在住機械商所持金ハ百四十四圓餘物品ト シテハ金側懷中時計ダイヤ入ネクタイ飾リ其他 比較的高貴ノ物品ヲ所持致居ルモノニ有之候
 (乙號)司法省第一二一號(大正四年二月二十日) 監獄局長回答)
 豫第中ノ刑事被告人ニ係ル領置金品ノ檢事ヨリ回 送方照會ニ接シタル場合取扱方ニ關シ本月十日發 松領第一三八號ヲ以テ御問合ノ趣了承右ハ被告事 件審理上必要ノ事由ニ依リ照會アリタル場合ニ限

リ縱令本人ノ承諾ナシト雖モ直ニ之ヲ監獄ニ返付 セシムヘキ條件ノ下ニ一時其要求ニ應セララルハ 素ヨリ差支無之候ヘ共訴訟法上ノ定式ニ據ラスシ テ不定期間之レカ保管ヲ檢事ニ移スハ穩ナラスト 思料候間本趣旨ヲ體シ交渉ヲ遂ケ相當御處理相成 可然此段及回答候也



叙 任

- | | | |
|--------------------|---------|-------|
| 叙正八位 | 典獄補(川越) | 長谷場圭介 |
| 叙正八位 | 典獄補(市谷) | 渡部 新平 |
| 叙正八位 | 典獄補(東京) | 土居 寛甲 |
| 依願免本官 | 教誨師(佐賀) | 木下 組龍 |
| 叙正八位 | 教誨師(長野) | 鶴見 栄空 |
| 叙正八位 | 教誨師(宮崎) | 原田 義教 |
| 任典獄 | 檢事正七位 | 大野 數枝 |
| 青森監獄勤務ヲ命ス | | |
| 叙高等官六等五級俸下賜 | | |
| 岐阜監獄勤務ヲ命ス | | |
| 五級俸下賜 | | |
| 依願免教誨師 | | |
| 依願免教誨師 | | |
| 任直守長山口監獄勤務ヲ命ス給十一級俸 | | |
| 給五級俸 | | |
| 依願免本官 | | |
| 廣島監獄勤務ヲ命ス給九級俸 | | |
-
- | | |
|---------|-------|
| 典獄補(徳島) | 田口 義見 |
| 教誨師(岐阜) | 清水 曇華 |
| 教誨師 | 清水 曇華 |
| 教誨師 | 堀川 惠善 |
| 看守(山口) | 徳光 源治 |
| 看守長(千葉) | 小林鑓三郎 |
| 看守長(新潟) | 高井 玉藏 |
| 看守長(集鴨) | 奥山源三郎 |

會 報

○監獄協會々報

○茶話會

●二月に於ける茶話會例會は同月二十日(第三土 曜日)午後二時より開催せり春寒尙ほ料峭なるも 前日來の風雨全く歇みて本日は朗天拭ふが如く鶯 簧柳烟節序漸く調ふの趣きありて會員は例刻前既 に續々參集せられたり當日の講師は控訴院判事岡 田庄作氏にして氏は「刑ノ免除」なる演題の下に劈 頭斷案を下して曰く凡そ各種の制度を批評し又は 研究せんと欲せば必らずや其淵源に溯り其由來す る所を尋釋せざるべからず次に本制度に關する 新舊兩派主張の異なる所以を比較論究し即ち我國 の新刑法は新派の所説に則り制定せるは勿論なる を説き進んで恩赦に關する成例形式の基く所と刑 の免除との手續に於て殊別なる點を反覆詳論し一

轉して制度文物の研究を試みんとするや須らく之れが變遷推移を詳悉し得べき歴史の講究を忘るべからずと喝破し我邦の法制家が動もすれば歴史の参照を忽畧するの弊あるは深く警省を要すべき事實なるを痛論し且つ本邦の履仲仲哀兩朝及び大寶令等に現はれたる刑の免除贖罪等の細目に涉り解析せられ尙獨逸法制史上之れに關聯ある古來の諸制度を援證して娓娓盡さざる有益多趣味なる講演は聽衆拍手の間に同五時終了せり別室に於ては例に依り茶菓の饗應あり斯くて會員互に驩笑して清談を交へ同六時散會す當日出席せられたる芳名左掲の如し

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 森口幸之助 | 正岡豐市 | 秋山金吉 |
| 藤井惠照 | 松官政友 | 本良英龍 |
| 福田亮 | 宮瀬正義 | 金子泰雄 |
| 秋庭正道 | 中島鎌藏 | 荒木清 |
| 田端喜三郎 | 扇谷與三 | 小橋川照慶 |
| 大熊卯之吉 | 小原綱五郎 | 奥山源三郎 |
| 上野泰吉 | 十河重喜 | 中村忠五郎 |

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 飯田林次 | 北河徳四郎 | 澤田利喜三 |
| 青木清藏 | 石橋徳治 | 飯泉安造 |
| 和田太郎吉 | 島田鐵太郎 | 末光榮平 |
| 中村友八 | 櫻井藤治郎 | 勝水淳行 |
| 吉田源太郎 | 羽柴瑪之助 | 木村彦作 |
| 渡邊播太郎 | 今井彦太郎 | 齋藤岩次郎 |
| 柴田英之 | 谷古宇喜助 | 吉田正太郎 |
| 佐藤 | 大島徳治 | 鹿瀬菊藏 |
| 關谷政次郎 | 染井友善 | 山内末吉 |
| 中島宇太郎 | 初岡健一 | 山内末吉 |
| 武田慧宏 | 目黒與四郎 | 橋本寛吉 |
| 有馬四郎助 | 成島信之助 | 田中秀實 |
| 白井爲吉 | 齋藤涉 | 田村豊吉 |
| 小杉平治 | 齋藤宗成 | 伊藤俊光 |
| 藤澤正啓 | 森元祐 | 坪井直彦 |
| 山口知信 | 波部新平 | 秋元源次郎 |
| 三浦貢 | 松隈房吉 | 白井勇松 |
| 谷田三郎 | | |

○典獄會議

司法省に於ては二月二十七日より典獄會議を開か

れたるが其第一日は午前司法大臣の訓示あり次で司法次官の訓示あり午後監獄局長より諮問事項の討議方法に付典獄一同の意見を求め典獄より意見の陳述あり午後二時三十分散會同二十八日休會三月一日午前監獄局長の訓示演説あり午後各控訴院管内毎に各典獄諮問事項の答申上各監獄の状況を報告すべき事項に付打合を爲し二日午前平沼檢察總長の演説あり午後各控訴院管内典獄を代表せる各典獄より行政整理の結果監獄機關に生じたる缺陷の状況並に經費節約の實行方法及時局の作業上に及ぼしたる影響に付報告あり三日午前諮問事項の答申上に關し打合を爲し午後本協會の總會を開く四日午前監獄局長より諮問事項の答申を求められ午後に涉り各典獄より答申ありて散會五日午前典獄一同築地本願寺別院に執行さる、在監死亡者追吊會に臨み午後監獄行政上に關し監獄局長は典獄に對する個人面會あり六日午前午後に涉り同僚個人面會ありて各典獄より重要な質疑請訓あり

り之れに對し局長より詳細なる解答ありて閉會せり典獄會議に於ける司法大臣の訓示は先例に依りて便宜論説欄に掲げたり次官檢察總長監獄局長の演説は次號に掲載する筈又同會議に於ける諮問事項及び注意事項は左の如し

諮問事項

- 一、職員減少の結果監獄機關に生じたる缺陷の補充方法に關する件
- 一、經費節約の實行方法に關する件
- 一、職員の融通、受刑者の移監並に經濟上の業務に付き監獄相互の間に於ける共助方法に關する件
- 一、作業の振興策に關する件
- 一、同一受負作業に付き工錢率を統一する件
- 一、隣接地の監獄に於ける重要用度品の品質及購買方法を統一する件

注意事項

一、曩に事務分掌を改正し課所制度を廢止して主

任制度を制定せり蓋し典獄直接に全般の事務を統轄處理し執務上の敏活を圖らんとする旨趣に外ならず而して此改正は果して豫期の成績を擧ぐるに至りたるや否疑なきを得ず典獄は自今一層監督を嚴にし改正の趣旨を貫徹する様注意すへきこと

二 事務の取扱職員の進退等に關し本省の意向を確むるに當り或は巻紙を用る私翰の形式を採ることあり或は局課長以外當面の職責を有せざる者に對し問合を爲すことあり如此習慣は常に秩序を紊るのみならず一件書類として保存する上にも支障あり苟も公務に關聯する事項に付ては將來は巻紙を用ゐず必ず官用野紙に認め典獄より局課長に向つて問合を爲す様取計ふへきこと

三 職員の進退黜陟其他人事に關する秘密事項は部下職員に聞知せしむることを避け極めて秘密を保ち漏泄を防ぐの要あるは勿論なるに本省に

提出する任免黜陟に關する上申書其他秘密を要する書類を部下の職員をして謄寫又は書記せしむる向あり穩當ならざるに依り右の如き秘密を要する事項に付ては部下職員に命せず典獄自ら執筆する様取計ふへきこと

四 監獄の非常事變又は世評に關する事項は直に之を報告すへき旨曩に注意しあるに拘はらず之を意り新聞紙上に顯はれたる後に於ても尙之を報告せざる向あり爾今之か報告に付ては最も敏活を期する様注意すへきこと

五 近來監獄より提出し來る書類中記事簡に過ぎ其要を盡さざる爲め徒らに照會往復の煩を重ぬるものあり殊に逃走事故報告に於て最も其多きを見る或は事實を精査探究せず形式的に事實を記述するにあらざる乎を疑ふ爾今文辭の簡明を期すへきは勿論なれども努めて事實の内容及真相を網羅する様注意すへきこと

(明治三十六年職參第二四五號懲戒事件ニ關スル記載事)

項參照

六 典獄交迭の場合には明治三十六年四月司法省訓令監甲第二五八號に依り新舊典獄に於て事務の引繼を爲すへきこと勿論なるに往々之を忽語に附し甚だしきは新舊典獄會合の打合をも爲さずして上席看守長に引繼き又は引繼きを爲さしめて形式的に受授を了する者なしとせず抑事務引繼の事たる執務上最も重要案件の一にして當に物質又は文書の引繼に止まらず監獄の沿革地方の習慣職員個々の性格技能其他監獄全般に關する過去現在及將來の情勢及計畫に付詳悉することを要するは言を俟たず而して引繼を慎重にするは前任者の義務たるに之を要求するは後任者の任務たり爾今交迭の場合には引繼に重きを置き可成相互會見を遂げ忠實に引繼を完了する様注意すへきこと

七 奏任待遇職員及判任官の進級、増俸若くは賞與の定期上申を遅延し又は其記載事項を缺略せ

るものあり右は明治三十六年四月司法省職壹第三八五號司法總務長官の通達に依り期日通り本省へ到達する様發送方に注意すへきこと尙又奏任待遇職員に關するものと判任官に關するものとは別紙に認め提出する様取計ふへきこと

八 叙位叙勳年數計算の場合前官職殊に巡查、看守、小學校訓導等にして等外として勤績せし年數を除算せる向あり右は除算すへきものにあらず自今通算する様注意すへきこと但叙位の定限は日數計算に依ること

(參照)

巡查看守

明治二十四年八月十日勅令第百十七號ニ依り判任待遇其以前ハ等外

小學校訓導

明治十四年六月十五日太政官達第五十二號ニ依り府縣町村立小學校訓導 準判任

戸長

明治十五年十二月二十八日太政官達第七十二號ニ依り準判任 同二十二年四月一日町村制實施北海道廳ヲ除

ケノ外名警職

九 奏任待遇職員又は判任官に對し叙位若くは敘勳の上申を爲しあるも未だ宣下なき前罷免する者に付ては其罷免上申書に敘位敘勳の申立ある旨記載すへきこと

十 恩給請求書進達に付ては左の點に注意すへきこと

一 戸籍謄本は退官退職以後の日附にて作成したるものなること

二 履歷書其他本人より提出すへきものは官廳の用紙を用ゐること

三 退官の際に於ける辭表並診斷書寫を添附すること

十一 看守の退隱料又は一時金の請求書を本省に進達する向あり右は明治三十四年八月閣令第一號巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程第十二條第一項に依り内閣恩給局長宛發送すへきものに付右様取計ふへきこと

十二 召集免除の上申書には左の事項を明確に記載すへきこと

一 所管聯隊區名(將校は所屬帥團の名)

二 豫備後備の區別

三 兵種並階級(補充兵は右の外其編入せられたる所屬年度)

十三 看守長任用考試規則第五條に依る試験委員は試験舉行毎に任命せらるへきものに付該試験を舉行せんとするときは其都度大正二年職壹第一〇二七號司法次官通牒に依り試験舉行の場所を協定し舉行地の監獄典獄より上申すること

十四 看守女監取締夜警人員は建物の配置構造の如何に依り各監其の事情を異にし一定する能はずと雖豫算緊縮の場合成る可く其人員を節する方法を講ずる様注意すへきこと

十五 本分監に於ける職員配置を變更したるときは其時々報告すへき筈なるに之を怠る向あり整理上支障あるに付爾後報告を怠らざる様注意

すへきこと

十六 監獄出張所に於ける在監者は時々増減し動もすれば在監者減少して其數職員の数に比し却て少きに居る奇觀を呈する場合なしとせず如此場合には職員を本監に引上くる等機宜の處置を要するは言を俟たずと雖將來の増加を豫期し其儘常置する向なしとせず如此場合には相當其職員を減し臨時在監者増加の場合には其都度本監より臨時出張を命じて勤務に従事せしめ以て應急の處置を施し且旅費額を減し月額支給の方法を講ずる等便宜の處置を講ずる様注意すへきこと

十七 監獄の長は在監者に面接するには豫め其面接日を定むへき規定あるに拘はらず往々之を定むることなく隨時面接を許す向あり面接を容易ならしむる旨趣に出たる處置なるへきも却て事務處辨上に支障を來し爲めに面接の遲滯を來す基因と爲るを以て面接日は必ず之を定め可成其

當日には面接し其要件を聴取すると共に訓諭警戒を與へて自暴自棄に陥る弊を防ぐ様注意すへきこと

十八 近來逃走事故の續出するは深く遺憾とする所なり而かも其手段方法は單純拙劣にして少しく注意せば之を未發に防止し得へきにも拘はらず容易に遂行せしむる事實多きは規律の弛緩訓練の不周到に基因するものたらすんはあらず將來檢束上充分注意すへきこと

十九 雜居監房に於ける受刑者別異の當否は行刑上重大の關係を有す各監獄の實況を視察するに往々罪名、犯數、年齢のみに偏依し犯罪の動機、犯狀、個人の性格行狀等を省察せざる爲め別異の本旨を誤る憾なしとせず又作業の關係より監房と工場との一致を圖る結果監房別異の上に満足なる區處を爲し得ざる處あり監房の別異方には今一層注意を拂ひ其扱を部下職員に放任することなく別異の精神を貫徹せしむる様注意すへ

きこと

二十 在監者の犯則行為に對し懲罰を科する場合には最も慎重の取調を要し信賞必罰の實を明にし懲罰の効果を收むることに注意すべきは勿論なるも在監者中往々取調の不充分にして認定處分の非なることを訴ふる者尠しとせず在監者の言素より悉く信を置くに足らずと雖懲罰の要は反省を促すにあり犯則行為を取調ふるに當ては下級官吏に一任することなく特に慎重厳密に取調を行ひ懲罰の威嚴を保全する様注意すべきこと

二十一 假出獄者の出獄後の保護者精選方並に假出獄上申書に添附すべき裁判判決書抄方に付ては曩きに注意する所ありたるも今尙注意の徹底せざるものあり保護者には適當に其任務を盡し得る正確なる見込ある者を選定することに努め又判決書にして多數連犯者あるものに付ては其全文を謄寫することなく假出獄の申立を爲す

者の犯罪事項のみを抜抄し添付する様注意すべきこと

二十二 假出獄に因り釋放せられたる者刑法第二十九條第一號乃至第三號に該ることを知り監獄法施行規則第七十五條に依り之か申報を爲すときは假出獄中に於ける本人の行狀再犯するに至りし動機其他參考と爲るべき事項を記載する様注意すべきこと

二十三 假出獄取締細則第四條に依り證券を交付したる際檢事及監督警察署へ通報すべき事項は明治四十一年十二月監丙第一六五號監獄局長の通牒を以て其大要を示しあるも往々其通報事項不十分のものある趣なれば爾今左の様式に依り通報すべきこと

用紙半紙

刑ノ言渡ヲ爲スル裁判所名	假出獄釋放通報
--------------	---------

備考	刑名刑期	裁判言渡年月日	裁判確定年月日	刑ノ始期	刑ノ終期	假出獄許可年月日	釋放年月日	居住地管轄地方裁判所	執行濟刑期	居住地ニ到着年月日	原簿地	身分	身	原簿地
		明治年 月 日	明治年 月 日	同 年 月 日	大正年 月 日	大正年 月 日	大正年 月 日	地方裁判所檢事局	假出獄	大正年 月 日				
								警察分署	執行濟刑期	大正年 月 日				
									假出獄	大正年 月 日				
									自大正年 月 日至大正年 月 日					

右假出獄取締細則第四條ニ依リ及通知候也

大正 年 月 日

監獄
典獄
宛

備考

一 假出獄通知書ノ備考欄ニハ左記ノ事項ヲ記載スヘキコト
(イ) 刑ノ始期ヨリ終期ニ至ル期間カ刑期ニ相當セサルトキハ其事由ヲ明記スルコト

例之 前發刑何日通算 未決拘留何日通算

第一審判決ノ日ヨリ裁判確定前日迄何日通算

第二審判決ノ日ヨリ裁判確定前日迄何日通算

第一審判決ノ日ヨリ第二審判決前日迄何日通算ノ類ノ如シ

(ロ) 減刑者ナルトキハ其旨并刑期

(ハ) 通知書記載ノ假出獄者ノ氏名カ判決當時ノ氏名ト異ナル場合ハ其事由

(ニ) 控訴取下ノ場合ニハ其旨并二年月日

(ホ) 控訴ヲ不遵法トシテ棄却シタル場合ハ其旨并年月日

(ハ) 原裁判所名并判決年月日(上訴審ニ於テ裁判確定ノ場合)

(ト) 上告判決又ハ上告取下ノ場合ハ其旨并年月日
(チ) 其他通知ノ要アリト思科シタル事項

二十四 監獄の需用紙並に封筒は官司業として抄紙工の設置しある監獄に就き購買すべきことは從來屢々指示且注意する處ありしか今回需用紙の品質、罫紙及封筒の寸法並に形式購買監獄の區分等左の通決定したるに付右に依り實行を期すべきこと

但經費節約上又は用途に依りロール紙洋紙を他より購入し又は反古紙を以て製作して使用せらるゝは固より差支なく又官司業の抄紙工を有する監獄にありては左記標準に因り自監製紙を使用せらるゝは差支なし

(イ) 需用紙の品質

- 一 永久保存の諸帳簿記録等の用紙
美濃紙 高知、静岡、宮城監獄製第一號
半紙 高知、静岡監獄製特號(宮城監獄に

印刷すること

(ハ) 封筒の寸法及形式

一寸法

- 大 縦一尺四分 横四寸 高知、静岡、宮城監獄製特號
- 中 縦七寸七分 横二寸九分同
- 小 縦七寸一分 横二寸六分同

二形式

封筒は二重と單の二種とし單封筒は可成鼠色漉返紙又は反古紙にて製作す而して封筒裏面左側下部に「監獄用」と印刷すること

三 使用區分

他官衙往復親展書並に重要書類の發送用には二重封筒を用ゐる其他の場合には單封筒を用ゆること

(ニ) 購買監獄區分

- 一 高知監獄より購買すべき監獄
膳所 岐 阜 金 澤 京 都
大 阪 奈 良 和 歌 山 神 戸

ありては第一號を精製して代用す(へし)

二十年保存の諸帳簿記録等の用紙

- 美濃紙 高知、静岡監獄製第二號宮城監獄製第四號

半紙 高知、静岡監獄製第一號宮城監獄製第四號

三 其他の諸用紙

- 半紙 高知、静岡監獄製第二號以下宮城監獄製第六號以下

(ロ) 罫紙の寸法及形式

美濃版は縦七寸二分横五寸、半紙版は縦六寸六分横四寸二分(輪廓内の寸法)として行數は普通用は各十三行、永久保存記録用の半紙版に限り十二行、刷色は總て赤とし從來耳書きを某監獄と印刷しありたるを單に「監獄用」と印刷し半截罫紙にありては欄外右側下部に小輪廓を設け其内に「監獄用」と

- 岡山 廣島 山口 松江
- 徳島 高松 松山 三池
- 長崎 福岡 大分 佐賀
- 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄

二 静岡監獄より購買すべき監獄

- 小菅 東京 市谷 巢鴨
- 浦和 横濱 前橋 千葉
- 水戸 宇都宮 長野 名古屋
- 安濃津

甲 府(抄紙工開始に至る迄)

以下特號半紙に限る

- 新潟 福島 盛岡 青森
- 山形 秋田 函館 札幌
- 樺戸 十勝 網走

三 宮城監獄より購買すべき監獄

- 新潟 福島 盛岡 青森
- 山形 秋田 函館 札幌
- 樺太 十勝 網走

(ハ) 現在する罽紙は其儘之を使用すへきは勿論印刷機械又は罽紙版木を有する監獄にありては原紙のみを購買の上従前の通刷成方取計ふは苦しからざること

二十五 監獄需用品購入上の注意方に付ては從來屢々指示せる所ありしも米麥石炭の如き價格の多額に上る主要品の購買價格は各監獄間に於て著しき高低あり右は主として購入の時期、品質の良否、運搬の遠近難易等に因る義なるへしと雖も品種の選擇時期の選定時價の詮議、豫定、價格の評定に付ては最も慎重を加へ尙附近監獄購買品種及價格を參酌し或は安價に購買せる監獄に委託し購買する手續を講ずる等此上尙一層經濟上遺算なきを期する様注意すへきこと

二十六 購入物品の検査は最も嚴密を要し其施行に付ては萬遺算なきを期するなるへしと雖檢收簿の記載方簡單にして物品出納簿記載事項と異ならず確立會検査員の何人たりしかを證明する

一俵の容量

(乙) 廻はしに附したる俵數竝選擇方法

(丙) 一俵の平均榲目竝目方

(丁) 監獄側にて檢量せし俵數竝其榲目及目方商人側にて檢量せし俵數竝其榲目及目方

(戊) 受入決定の一俵平均榲目竝目方

(己) 不合格のものあれば其不合格と爲せし事由

(庚) 受入總石數

二十七 倉庫又は物置内に藏置しある物品中其配列齊整を缺き應用品、獄用品、作業素品、製品、不用品等の區劃明瞭を缺き又は同一品にして數ヶ所に散在し一見其總數を知ることを得ざるものあり既に物品の所在には紙片を貼付けたる小札を掲げ置き受拂を記入すへき旨注意しあるにも拘はらず尙此注意を實行せざる向あり加之塵埃を防ぎ清潔を保つ上に注意の周到ならざるもの

に過ぎず隨て檢收上の事實に對し後日の證憑と爲すことを得ざるものあり檢收簿には檢査方法、檢量の結果を明瞭ならしむるは勿論納入數量に對する過不足の處分又は不合格の事由數量及其處置方法等を明確ならしむるの必要あるを以て少くとも左記事項を明記する様注意すへきこと

左記事項

い 商人より持込たる年月日

ろ 檢査せし年月日

は 受入れたる年月日

に 商人より持込たる品目、數量

ほ 檢査せし數量

へ 檢査の方法

ご 合格不合格の數量

ち 不合格とせし事由其の一例を擧ぐれば左の如し

(甲) 米麥なるときは其持込たる俵數竝其

尠しとせず倉庫及物置の構造及容積如何に職由するもの之なしとせざるも相當の注意を怠り檢査を等閑に附し監督を嚴にせざる結果に歸すへきもの之なしとせず物品の整理に付ては今一層注意すへきこと

二十八 米麥を搗精し又は挽割し之を精算するに豫め搗減、割増の標準分量を定め置き整理せらるゝ向あり斯くては事實に適合せず米麥受拂の正確を期する能はざるに付其都度檢量整理する様注意すへきこと

二十九 監獄作業の改良發達を圖るには相當の種類を選擇し適當の業種を施行するの注意を要するは勿論なりと雖尙其授業方法を講究するの要あり而して授業方法其宜しきを制せんと欲せば先以適當の授業手を得ざるへからず然るに現時の實狀は授業手に相當の適材を得たる所少し或は一人にして各種作業の授業を兼務し有名無實の誹難を免れざるものあり如此にして授業方法

宜しきを得て誘掖指導の目的を達せんとするは不可能たることを俟たず故に相當の報酬を與へて相當の技能智識を有するものを採用することに努め一面には授業者の人員を減する様今一層注意すへきこと

三十 作業の器具器械に對する物品出納簿を主任物品會計官吏、分任物品會計官吏の双方に備付け其現に使用中なる否とに依り保管の所屬を區分記帳せる向あり然るに作業主任に分任物品會計官吏を命ずるは作業品の購入、受入、保管、賣却等苟も作業に屬するものは擧げて之を掌理せしめ監督整理の精確を期する旨趣に外ならざれば將來此意を體し作業品の取扱に付ては總て分任物品會計官吏の分掌に移すへきこと

三十一 監獄需用品を製作するに當り作業係に於て物品の製作に着手後數日若は十數日を経て其材料を物品出納簿より拂出し帳簿と實際の取扱と一致を缺くものあり其他の物品出納に付ても

同様の事實ありて帳簿は形式的に記帳するものたるに過ぎざる憾少しとせず自今は必ず帳簿と事實と一致せしむる様注意すへきこと

三十二 物品の製作若しくは修繕を終りたるときは作業擔當者は其時々作業主任に交付すへき筈なるに其成工後數日若しくは十數日交付を怠る向あり注意すへきこと

三十三 食糧報告書及異動報告書は在監人食料表の根據たるへき筈なるに往々其人員の突合はさるものあり中には一部分のみを作成し全然對照調査し難きものあり注意すへきこと

三十四 受負作業の工錢の高下は受負業の興廢に至大の影響を與ふるを以て各監獄間統一を期することに努むる要あり附近監獄に在ては尙更密接の關係あるを以て新に作業を興し又は工錢を變更せんとする場合には同一業種の有無を調査し相互通報して同一歩調を採る様注意すへきこと

三十五 受負作業の契約工錢額は普通一般の勞銀に比し著しく低廉に失すと認むへきものあり甚しきは數年前の契約工錢を依然襲用して改定せざる向あり宜しく社會の趨勢物價の高低に鑑み契約を更改して相當率に引上ぐる様注意すへきこと

三十六 受負作業工錢の算出を誤り長期間に亘りて多額の違算を生したるものあり將來工錢の徴收に就き慎重の注意を拂ふへきは勿論尙作業月表作成に付ては彼此對照して其正確を期する等監督上一般の注意を加ふへきこと

三十七 經費の支出並に仕拂證明は本省を經由せず各監獄より直接に會計検査院に送付することに改正の結果會計検査院より審理を受くる事項多きを加へ且少しく注意を加ふれば過失なきを得る事項も尠からざる趣なれば將來は支出並に仕拂上充分精査を遂げ過失なからしむる様注意すへきこと

三十八 保管金の受渡に屬する證書中金額五圓以上のものには往々收入印紙を貼用せしめらるゝ向あるも右は明治二十三年法律第一號保管金規則第四條に依り收入印紙を貼用せしむるには及はざること

三十九 警察署内の留置場の拘禁又は留置せられたる者に關する費用を地方官廳よりの請求に應じて仕拂ふに當り或は一括して縣廳に償還せるものあり或は又各警察署より直接請求を受け個々に仕拂を爲せるものありて各監獄の扱區々にして一定せず右は地方廳の都合に依る結果なるへしと雖も當局者と交渉を遂げ可成一括して廳府縣廳より請求を受け一括して仕拂を爲す簡便法に據る手續を採るへきこと

四十 郵便切手葉書又は眼鏡等の類にして在監者の出願に依り作業賞與金を以て其請求を許可する場合同様の品種か本人の領置品中に現存するにも拘はらず調査疎漏の爲め更に購求を許可す

る向あり購求許否の當初本人の領置品を調査し無用の物品を購求せしめざる様注意すべきこと

四十一 監房内の電燈にして一基を二房に併用する装置は概ね不完全にして其場所より通聲談話は勿論物品の受授容易に行はれ得るものあり斯の如き装置は漸次改善し其完備を期すべきこと

四十二 監獄統計事務處理上に關し左記事項に注意すべきこと

い 監獄統計月表及統計小票の發送緩漫に流るゝ傾あり小票の如きは翌月末に至り漸く送致するものあり甚しきに至りては當月送付漏のものを翌月又は翌々月分の小票に混入送致するものあり就中病者小票に此弊多し自今必ず翌月五日以内に發送すること
ろ 懲罰小票は本省に送致するに及はず當該監獄に藏置し整理すること

四十三 指紋原紙及び之に關する諸報告の送付往々遅延し短期者に對するものゝ如き釋放後二三ヶ月を経過して到達する向あり指紋法運用上差支を來すこと尠少なむざるを以て如斯遅延なからしむるは勿論特に刑期三ヶ月未滿の者に對しては必ず入監後直に指紋原紙又は受刑事項追加報告を作成し速に之を送付する様注意すべきこと

四十四 指紋原紙發送表の記載杜撰の向ありて之か返戻訂正を要するもの又は返戻せるも其効なく原紙の作成洩若くは受刑事項追加報告洩あるに非ざるやを疑はしむるものも往々之なきに非ず將來左記事項に注意すべきこと

(い) 發送表の備考には其當月中の新受刑者の數を記載すべき筈なれば將來必ず之を記載するは勿論尙其内指紋押捺を要せざる罪質者あらは其數をも記載すべきこと

(ろ) 押捺未済者を他管に移送し又他管より其

移送を受けたる場合は其數を備考に記載すべきこと

分監より直接原紙發送の監獄に在りては管内移送の場合亦之に準ず

(は) 受刑者にして再度押捺の必要を認めざるもの及び受刑中指紋を押捺せしむ可き罪質に因り更に刑の言渡を受けたる者ありて受刑事項の追加 告を爲したるときは其數を備考に記載すべきこと

(に) 押捺未済者死亡したる場合は其數を備考に記載すべきこと

(ほ) 前月迄の押捺未済者中原紙作成の必要なきものを認め受刑事項追加報告を爲したる場合は其數を備考に記載すべきこと

(へ) 押捺未済の事故止みて押捺したる者の數を押捺者本月分(其再度押捺に係るものは再度押捺者本月分)に算入せざる向あるも將來之を算入すべきこと

(と) 新刑受者中再度押捺の必要を認めずして受刑事項の追加報告を爲したる數をも再度押捺者本月分に算入する向あるも將來之を算入すべからざること

四十五 指紋印象の鮮明を缺くものは備考欄に其事由を詳記すべき筈なるに拘はらず何等の記載なきものあり將來必ず之を詳記すべきは勿論尙職業又は皮膚病等に因る一時的剝皮の爲め印象鮮明ならざるものにして滿期の切迫せざる者に對しては其快癒を待て之か原紙を作成するを要す

四十六 創瘡其他の事故に因りて指紋の印象鮮明を缺くものゝ内には故意に是等の事實を作成せし者なきに非ざるべきを以て指紋押捺の際深く注意し若し故意に作成せしものなることを發見せるときは其旨備考欄に詳記すべきこと

四十七 指紋原紙の作成上に付ては概して熟練するに至れりど雖も尙不完全なる點ありて改寫若

くは訂正を要すを事頗る多し就中左記事項は指紋法の效果に影響する所甚た大なるを以て深く注意すべきこと

(い) 渦状紋にして外角の一個又は二個を缺如するも備考欄に何等の記載なく往々返戻して改寫の結果其外角判明するに至りて價の相違を來すものあり

(ろ) 押捺不充分なる爲二重蹄状紋若は双蹄蹄状紋を普通蹄状紋と誤認し又は有胎蹄状紋と普通蹄状紋とを誤認し或は弓状紋と蹄状紋とを誤認せる事實は原紙を返戻して改寫の結果判明するに至りて價の相違を來すものあり

四十八 指紋原紙裏面受刑事項欄に記載の刑期と出獄年月日と符合せずして刑期の記入果して正確なるや否を疑はしむるものあり將來未決拘留日數の刑期算入は之を刑名刑期欄に又刑の執行停止其他の事實は之を備考欄に記載すべきこと

第七回監獄官練習所の開始

第七回監獄官練習所は三月十日より四箇月の豫定を以て本會講堂に於て授業を開始することとなり本月十日午前十時練習生一同を集め谷田監獄局長眞本事務官三浦參事官及び東京所在監獄典獄松隈主事出席簡畧なる開所式を擧げたり授業の科目講師入所生氏名左記の如し

- 監獄官練習所授業科目並擔當講師
- 未定
- 監獄法 谷田三郎
- 監獄會計法規及作業規程 谷野格
- 刑事政策學 眞木喬
- 刑法 山岡萬之助
- 刑事訴訟法 三浦榮五郎
- 監獄衛生學 泉二新熊
- 犯罪心理 古瀬安俊
- 寺田精一

犯罪社會學

監獄教誨並に免囚保護

監獄行政實務演習

操練

第七回練習生氏名

所屬	官職名	氏名	所屬	官職名	氏名
東京	看守長	小野賢治	東京	看守部長	福島三次
東京	看守	守萬年	東京	看守	守上田茂登治
市谷	看守部長	鶴澤彌惣治	市谷	看守	守松田正壽
巢鴨	看守長	上野泰吉	巢鴨	看守	守宇田實
横濱	看守長	景山榮志	浦和	看守	守白倉通雄
浦和	看守	守半澤元三郎	前橋	看守長	藤井藤藏
千葉	看守長	藤尾順保	水戸	看守長	唯井義弘
宇都宮	看守	守平多修司	長野	看守長	小山鉦次
小菅	看守長	渡邊播太郎	小野	看守	守染谷孝次
安濃津	看守	守井岡鈴生	名古屋	看守	守長養輪市太郎
静岡	看守部長	堀池猪太郎	静岡	看守	守橋本銀太郎

十時

- 河野純彌
- 武田慧宏
- 有馬潤助
- 木名禮助
- 森元祐
- 坪井直彦
- 水谷嘉市

諸所	看守長	奥村輝	岐阜	看守長	日高新
新鴻	看守長	關毅	金澤	看守長	鈴井正親
宮城	看守長	川村次郎	福島	看守部長	二瓶伴七
盛岡	看守長	小島耕一	山形	看守長	大澤利之
秋田	看守長	細川嘉吉	京都	看守長	堀一郎平
京都	看守	守松永連太郎	大阪	看守部長	中川雄治
大阪	看守	守喜多義一	大阪	看守長	安東福男
奈良	看守	守長中田主税	和歌山	看守長	山東登
神戸	看守	守木村庄一	岡山	看守長	伊藤忠治郎
廣島	看守	守長米原純	山口	看守長	徳光源治
松江	看守	守長米原純	松江	看守長	渡邊理一
高松	看守	守長貞方友吉	高知	看守長	須藤祥三郎
長崎	看守	守長香椎豐次郎	長崎	看守部長	田中重四郎
福岡	看守	守長相浦藤政	大分	看守	守長古野由雄
熊本	看守	守長長谷場省介	宮崎	看守	守長馬場治作
鹿児島	看守	守長中島新吉	三池	看守	守長寺島大作
鹿兒島	看守	守長福山福太郎	沖繩	看守	守長松本林太郎
函館	看守	守長福口久太	札幌	看守	守長谷口竹次郎
樺戸	看守	守長渡邊市作	網走	看守	守長虎沼善正
十勝	看守	守長武田又市	西大門	看守	守長小松數馬
光州	看守	守長角田竹治	海州	看守	守長海城他人男
大邱	看守	守長宮崎速任	釜山	看守	守金子義亮

本派教師 浦水 玄痴 本派教師 曉星 孝純
 本派教師 千輪 英性 本派市教師 立川 憲章
 本派—— 湖留 安照 本派教師 柳原 健正
 大谷派教師 渡邊 圓流 大谷派教師 山本 菊丸
 廣島看守長 奥山 源三郎 △司法屬(監獄局) 水越 致和
 △司法屬(監獄局) 安藤 董 △司法屬 兼看守長 宮瀬 正義
 △市谷 看守 三浦 平三 △市谷 看守 守國 廣 徹
 △果 鴨看守長 兒島 時中 △小菅 看守 守替 我 順三
 人名中△ヲ付セルハ聽講生ナリ

○地方部長の囑託

青森地方部長ヲ囑託ス 大野 數枝

○輔成會々報

○保護會の移轉

府縣別	名稱	舊所在地	移轉地
廣島	三友同仁會	双三郡三次町一 照林坊内	双三郡三次町八番地
兵庫	自德會	武庫郡西宮町内 武庫郡西宮町ノ内市	武庫郡西宮町内 武庫郡西宮町ノ内市
愛媛	明治佛敎保 護會	北宇和郡明治村 北宇和郡明治大字目	北宇和郡明治村 北宇和郡明治大字目
長崎	長崎長崎縣 佛敎聯保護	北高來郡諫早村 北高來郡諫早村五〇	北高來郡諫早村 北高來郡諫早村五〇

○會告

一原稿寄送に付ては豫て注意を促がす所ありしも
 猶遲送の向ありて編輯上手數不尠候間御留意相
 成度
 一記事輻輳の場合は假令採用すべき資料にても多
 少登載の遲延することなしとせす右は豫しめ御
 諒知有之度
 一旦送付せられたる原稿は採否に拘らず返付せ
 ず

正誤

前號輔成會々報中岐阜縣山縣郡報會々長村山定
 吉は東海曹宗の誤に付訂正す

現下の醫界に於ける緊急問題

國家醫學會雜誌第九月號登載

(特價金貳拾錢 郵税不要)

醫師の藥劑權に就て

醫學博士 片山 國 嘉

同 第十月號登載 (同上)

片山博士の醫師の藥劑權に就てを讀む

藥學博士 慶松勝左衛門

同 第十一月號登載 (同上)

代用藥の價値に就き

藥學博士 朝比奈泰彦

●發行所

東京市本郷區本富士町一番地

國家醫學會

電話下谷四四三番
 振替口座三五〇〇番

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號

東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正四年三月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京府豐多摩郡大久保町大字
四久保三百七拾番地
發行所 松隈房吉
編輯人 東京市四谷區受住町二番地
印刷所 磯村政富
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地
發行所 東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
東京市四谷區受住町二番地
賣捌所 東京書院